

総務・警察常任委員会 議事次第

令和 7 年 10 月 31 日（金）
議 会 運 営 委 員 会
議会改革検討小委員会終了後
（午前 11 時 30 分 目 途）
於：第 6 委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 そ の 他

4 閉 会

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿

【知事直轄組織・知事室長】	
知事室長	畑 中 健 司
知事室長付理事 (広報課長事務取扱)	法 谷 道 哉
秘書課長	森 江 誠
国際課長	山 本 隆 裕

【知事直轄組織・職員長】	
職員長	林 田 匡 民
職員長付理事 (職員総務課長事務取扱)	牧 隆 志
人事課長	坂 根 誠一郎
総務事務センター長	田 中 久仁子

【知事直轄組織・会計管理者】	
会計管理者	吉 田 ひろみ
会計課長	大 路 裕 子

【総務部】	
総務部長 (京都市域担当)	臼 井 智 彦
総務部副部長	福 原 敏 幸
総務部理事 (総務調整課長事務取扱)	森 田 倫 明
総務部理事 (税務課長事務取扱)	佐 藤 昌 昭
総務部理事 (自治振興課長事務取扱)	山 本 茂 樹
政策法務課長	上 田 良 幸
財政課長	山 崎 遼太郎
入札課長	野 木 孝 洋
府有資産活用課長	大 饗 秀 和

【監査委員事務局】	
監査委員事務局長	松 村 弘 毅
監査第一課長	吉 田 詠 子
監査第二課長	丸 山 紀 夫

【人事委員会事務局】	
人事委員会事務局長	西 村 美 紀
人事委員会事務局次長 (総務任用課長事務取扱)	石 塚 健 一
職員課長	磯 直 樹

【公安委員会】	
公安委員長	池 坊 専 好
警察本部長	吉 越 清 人
総務部長	西 山 亮 二
警務部長	石 飛 誠
生活安全部長	谷 正 徳
地域部長	上 田 博 之
刑事部長	鈴 木 康 修
交通部長	奥 野 雅 義
警備部長	森 功 治
サイバー対策本部長	小 野 孝 一
京都市警察部長	中 西 恵 一
警務部参事官 (警務課長事務取扱)	惣 司 匡 樹
総務部次長 (総務課長事務取扱)	上 村 一 則
生活安全部次長 (生活安全企画課長事務取扱)	永 野 雅登実
地域部次長 (地域課長事務取扱)	小 松 晃
刑事部次長 (刑事企画課長事務取扱)	柴 田 和 己
交通部次長 (交通企画課長事務取扱)	塩 見 幸 三
警備部次長 (警備第一課長事務取扱)	中久保 光 彦
サイバー対策本部副本部長 (サイバー企画課長事務取扱)	塩 野 亜由美
会計課長	河 口 佳 弘

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿
(令和7年9月府議会定例会)
(10月31日)

【知事直轄組織・職員長】	
職員長	林 田 匡 民
職員長付理事 (職員総務課長事務取扱)	牧 隆 志
人事課長	坂 根 誠一郎
総務事務センター長	田 中 久仁子

【総務部】	
総務部長 (京都市域担当)	臼 井 智 彦
財政課長	山 崎 遼太郎

【人事委員会】	
人事委員会委員長	辻 幸 子
人事委員会事務局長	西 村 美 紀
人事委員会事務局次長 (総務任用課長事務取扱)	石 塚 健 一
職員課長	磯 直 樹

(計 10 名)

令和 7 年 9 月府議会定例会
総務・警察常任委員会
報 告 事 項

(人事委員会)

- 職員の給与等に関する報告及び勧告について

令和7年京都府人事委員会の 「職員の給与等に関する報告・勧告」の概要

本年の勧告のポイント

- 【本年の公民較差(11,993円・3.18%)に基づく改定】
- ・全ての職員について、給料表の引上げ(平均改定率:3.1%)を行うとともに、地域手当の段階的引上げにより、公民較差を解消
 - ・初任給(京都市内)は大卒相当で約12,500円、高卒相当で約12,800円の引上げ
 - ・ボーナスは、0.05月分引上げ(4.60月→4.65月)
- 【地域手当の見直し:国基準を基本に段階的に引上げ】
- ・級地区分を3区分に再編
(東京都特別区:20.0%、京都市:9.4%、京都市以外の府の地域:8.0%)

1 民間給与との比較

(1) 公民給与の比較方法の見直し

- ・人事院において、公民給与の比較対象が企業規模50人以上から100人以上に引き上げられたことを踏まえ、比較対象企業規模を「100人以上」に見直し

(2) 月例給

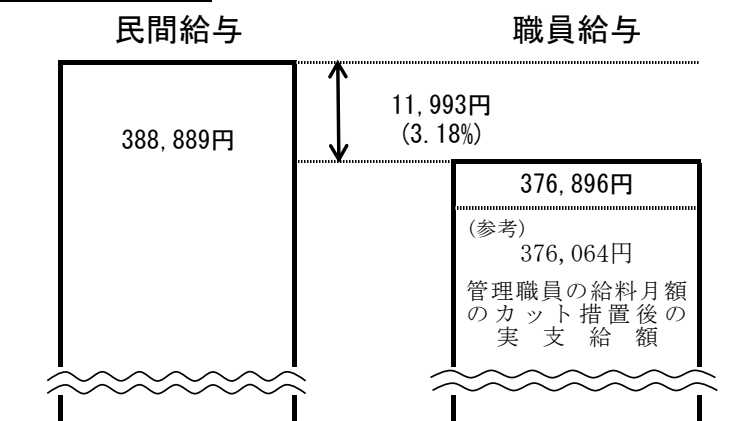
- ・令和7年4月の府職員と民間の月例給与をラスパイレス比較^{※1}
- ・京都府では管理職員の給料月額のカット措置を実施している^{※2}が、臨時・特例的なものであるため、カット措置がないものとした本来の職員給与と民間給与を比較

民間給与	職員給与	民間給与との比較	
388,889円	376,896円	11,993円(3.18%)	職員給与が民間給与を下回る

※1 役職段階、学歴、年齢階層別の府職員の平均給与と、同条件の民間の従業員の平均給与を算出し、それぞれの区分ごとの府職員数を乗じた総額の平均水準を比較

※2 管理職員の給料月額のカット措置後の実支給額は、376,064円(実公民較差は12,825円)

公民較差イメージ図



(3) 特別給(ボーナス)

- ・令和6年下半期と令和7年上半期のボーナスが、月例給の何月分に相当するかを比較

	民間	職員
年間支給月数	4.64月	4.60月

年間支給月数は、職員が民間を0.04月分下回る

2 給与改定内容及び実施時期

(1) 月例給（本年の公民の給与較差に基づく改定）

項 目	内 容	改定額
給 料 表 の 改 定	国の俸給表構造を基本に、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を大幅に上回る引上げ (平均改定率：3.1%)	10,007円
地域手当の引上げ	3級地（宇治市等） 5.4%→7.0% 4級地（木津川市等） 4.4%→6.0% 5級地（南丹市以北） 3.2%→4.0%	1,166円
は ね 返 り 分	給料表の改定に伴う地域手当等の諸手当の増加分	817円
計		11,990円

・実施時期：令和7年4月1日（遡及適用）

(2) 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・民間の支給割合に見合うよう0.05月分引上げ（年間支給月数4.60月→4.65月）
- ・民間賞与の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて引上げ分を期末・勤勉手当に均等に配分

一般の職員の場合の支給月数

	6 月 期	1 2 月 期	合 計
期末手当	1.2625月	1.2625月	2.525月
現 行	1.25月	1.25月	2.50月
勤勉手当	1.0625月	1.0625月	2.125月
現 行	1.05月	1.05月	2.10月
合 計	2.325月	2.325月	4.65月
現 行	2.30月	2.30月	4.60月

・実施時期：令和7年6月1日（遡及適用）

(3) 地域手当

- ・国基準（府内全域8.0%）を踏まえ、級地区分を3区分（東京都の特別区・京都市・京都市以外の府の地域）に再編

区分			支給地域	支給割合				
現行 R7	経過措置 期間 (R8・9)	制度 完成 (R10)		現行	令和7年度 (遡及改定)	経過措置期間		制度完成
						令和8年度	令和9年度	令和10年度
1級地	1級地	1級地	東京都の特別区	100分の17.4	100分の17.4	100分の20	100分の20	100分の20
2級地	2級地	2級地	京都市	100分の9.4	100分の9.4	100分の9.4	100分の9.4	100分の9.4
3級地	3級地	3級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	100分の5.4	100分の7	100分の8	100分の8	100分の8
4級地			木津川市、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の4.4	100分の6			
5級地	4級地 (暫定)		上記以外の府の地域	100分の3.2	100分の4	100分の7	人事委員会規則で定める割合	

- ・実施時期： 公民較差解消のための改定（令和7年4月1日遡及適用）
級地区分及び支給割合の改定（令和8年4月1日から段階的に実施）

(4) 通勤手当

- ・自動車等の交通用具（自転車を除く）使用者について、通勤手当の上限額を66,400円に引き上げるとともに、駐車場等利用に対する通勤手当を新設（令和8年4月1日実施）

(5) 宿日直手当

- ・人事院勧告に準じて改定（令和7年4月1日遡及適用）

(6) 初任給調整手当

- ・人事院勧告に準じて改定（令和7年4月1日遡及適用）

3 人事制度及び職員の勤務環境

(1) 人材の確保・定着

- ・就職をとりまく環境や若年層の就労観が変化する中で、高い能力や豊富な経験を有する人材から、本府が就職先として選ばれるよう、給与面での適切な処遇を含め、公務の魅力を広く効果的に発信するなど、受験者確保等の取組と受験しやすい採用試験制度への見直しを両輪で推進
- ・任命権者と連携して、新卒一括採用と経験者採用など、競争試験と選考試験等を必要に応じて組み合わせ、効果的に実施。障害者雇用を促進し、障害のある職員がその能力を発揮して、生き生きと働くことができるよう、職場環境づくりの取組を求めるとともに、引き続き採用選考試験を実施

(2) 人材の育成・活躍

- ・求められる職員像や行動指針、組織の目指すべき姿、各職務分野や職位に応じて求められる役割や知識・技能等を明確にし、計画的な人材育成を行い、実効性を高めていくことが重要
- ・若手職員から高齢層職員まで、リスキリングやスキルアップにより計画的・体系的に育成するプログラムの整備・充実や、主体的な能力開発を支援し、成長を実感できる取組の推進が重要
- ・女性活躍推進法改正法の成立を踏まえ、特定事業主行動計画が実効性の高いものとなるよう、誰もが働きやすく、やりがいを持って生き生きと活躍できる職場づくりに取り組んでいくことが重要
- ・多様な任用形態の高齢層職員が、その豊富な知識や技術、経験等を活用し、能力を十分に発揮し、モチベーションを持って職務に従事することができる勤務条件の整備等を図っていくことが必要

(3) 働きやすい職場づくり

ア 総実勤務時間の短縮

- ・時間外勤務の上限規制など勤務時間に係る労働法制の遵守と、客観的な記録を基礎とした適切な勤務時間管理及び命令された時間外勤務に対する手当の適時・適切な支給が必要
- ・職員間の業務の平準化やデジタル技術の活用による業務の効率化を図るとともに、業務内容や業務量など各職場の実態に応じた人員配置を行うため必要な人員を随時・的確に確保することが必要
- ・長時間勤務は心身の健康に深刻な影響を及ぼすこともあることから、長時間勤務を行った職員に対し面接指導の意義を丁寧に説明し、申出を促すことが必要

イ 教育職員の勤務時間管理

- ・勤務時間の縮減に当たっては、勤務時間の適正管理が不可欠であり、任命権者において、働きやすさと働きがいの両立に向けた働き方改革を着実に実行していくことが必要
- ・令和7年の給特法等の一部改正により義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表等に適切に対応していくことが必要

ウ 多様で柔軟な働き方の推進

- ・多様で柔軟な働き方の実現のためには、時代の要請に即した制度の見直しと、職場の状況を踏まえ、希望する職員が制度を利用しやすい職場づくりに取り組むことが重要

エ 仕事と家庭の両立

- ・抜本的な働き方改革や周囲の職員の負担を軽減する取組等により、仕事と家庭を両立できる職場づくりを進めるとともに、職場全体としての支援体制を構築する取組の推進が必要

オ 健康の保持増進

- ・職員の精神・行動の障害による病気休職者は増加傾向にあり、メンタルの不調を未然に防止するため、働きやすい職場づくりに取り組むことが必要

カ ハラスメントの防止

- ・全てのハラスメントの根絶を目指し、未然防止や発生した場合に相談者を守り解決を図るための体制づくりなど積極的に対策を進めることが必要
- ・近年、関心が高まっているカスタマー・ハラスメントには組織的に対応することが重要であり、任命権者において更に実行性のある対策を講じていくことが必要

キ 適正な勤務環境の確立

- ・労働安全衛生法等に則った適切かつ快適な勤務環境の形成に努めるとともに、勤務環境の整備を計画的に進めることが必要

(4) 公務員倫理の徹底

- ・府民から信頼される府政の確立に向け、職員一人ひとりが高い倫理観とコンプライアンス意識を持って自らを律するよう、任命権者は継続して取組を進めることが必要

(5) 各種任用制度の運用

- ・会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務条件等については、引き続き、任命権者において関係法令の趣旨等を十分に踏まえた上で、適切な運用となるよう努めることが必要

参 考

○ 府職員の平均年間給与額（令和7年 行政職 平均年齢39.6歳）

	勧告前	勧告後	勧告前後の差
年間給与 管理職員給料カット後	6,268千円	6,484千円	216千円

○ 給与算定事例（令和7年 行政職給料表適用職員）

職務段階	年齢 (級)	年間給与		
		勧告前	勧告後	差
係 員	25歳 (1級)	千円 4,291	千円 4,503	千円 212
	30歳 (2級)	4,823	5,016	193
副主査	35歳 (3級)	5,490	5,687	197
課長補佐	45歳 (4級)	7,032	7,231	199
主幹級	53歳 (5級)	7,471	7,677	206
課長級	54歳 (6級)	8,524	8,743	219
副部長級	56歳 (8級)	10,952	11,223	271
部長級	57歳 (9級)	12,337	12,638	301

- (注) ・ 一類(大卒相当)採用者を例に、給料(管理職員1.5～2%カット)、地域手当(京都市内)、
管理職手当を基礎に算出
・ 年齢は年度末年齢

○ 過去の人事委員会勧告の状況

	月 例 給		期末・勤勉手当		備 考
	公民較差	改 定	支給月数	対前年増減	
平成11年	0.26%	給料表引上げ	4.95月	▲0.30月	↑<年間給与で初の減少> 管理職手当カット措置
平成12年	0.10%	扶養手当引上げ	4.75月	▲0.20月	↑全職員昇給延伸措置
平成13年	0.03%	一時金による精算	4.70月	▲0.05月	
平成14年	▲1.97%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.65月	▲0.05月	
平成15年	▲1.08%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.40月	▲0.25月	↑全職員給与カット措置
平成16年	▲0.01%	—	4.40月	—	・寒冷地手当廃止（17年度～）
平成17年	▲0.37%	給料表引下げ 扶養手当引下げ	4.45月	0.05月	○給与構造改革（18年度～29年度） ・給料 ▲5.8%（現給保障あり） ・地域手当 ▲1.2%
平成18年	▲0.01%	—	4.45月	—	・管理職手当の定額化（19年度～）
平成19年	0.13%	給料表引上げ 扶養手当引上げ	4.50月	0.05月	↑管理職員給与カット措置（～H25.6）
平成20年	0.02%	—	4.50月	—	・通勤手当（自動車等）の引下げ ・医師給与の引上げ（21年度～）
平成21年	▲0.26%	給料表引下げ 住居手当引下げ	4.15月	▲0.35月	
平成22年	▲0.12%	給料表引下げ	3.95月	▲0.20月	・地域手当引下げ ▲0.8%
平成23年	▲0.19%	持家住居手当廃止 等	3.95月	—	
平成24年	▲0.10%	給料表引下げ	3.95月	—	
平成25年	0.01%	—	3.95月	—	↑全職員給与カット措置（H25.7～H26.3）
平成26年	0.24%	給料表引上げ	4.10月	0.15月	↑管理職員給与カット措置（H26.4～）
平成27年	0.47%	給料表引上げ 住居手当引上げ 等	4.20月	0.10月	○給与制度の総合的見直し（28年度～29年度） ・給料表▲1%（現給保障2年間） ・地域手当の級地区分増設及び支給割合引上げ ・単身赴任手当等引上げ
平成28年	0.23%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.30月	0.10月	○扶養手当の見直し（29年度～）
平成29年	0.26%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.40月	0.10月	
平成30年	0.18%	給料表引上げ	4.45月	0.05月	
令和元年	0.13%	給料表引上げ	4.50月	0.05月	○住居手当の見直し（2年度～）
令和2年	▲0.01%	—	4.45月	▲0.05月	○獣医師に対する初任給調整手当の創設（3年度～）
令和3年	▲0.01%	—	4.30月	▲0.15月	○高齢層職員（55歳超）の昇給制度改正
令和4年	0.30%	給料表引上げ	4.40月	0.10月	
令和5年	1.13%	給料表引上げ	4.50月	0.10月	○在宅勤務等手当の創設（6年度～）
令和6年	3.25%	給料表引上げ	4.60月	0.10月	○給与制度のアップデート ・給料表構造の見直し
令和7年	3.18%	給料表引上げ 地域手当引上げ	4.65月	0.05月	○地域手当の見直し

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

京都府人事委員会

目 次

報 告	1
Ⅰ 職員の給与に関する報告	1
1 職員給与の実態等	1
(1) 職員給与の状況	1
(2) 民間給与の状況	2
ア 職種別民間給与実態調査	2
イ 調査の実施結果	2
(3) 給与改定の基本的考え方	3
ア 公民給与の比較方法の見直し	3
(ア) 見直しに至る経緯	3
(イ) 本委員会における見直しの考え方	4
イ 給与改定に関する本年の諸情勢	4
(ア) 月例給	4
(イ) 特別給	5
(ウ) 物価及び生計費	6
(エ) 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等	6
2 職員給与の改定等	7
(1) 地域手当の改定	7
ア 基本的な考え方	7
イ 級地区分及び支給割合	8
(2) その他の職員給与の改定	9
ア 本年の公民の給与較差に基づく月例給の改定	9
イ 特別給の改定	10
ウ その他の手当の改定	10
(ア) 通勤手当	10
(イ) 特勤勤務手当	11
(ウ) 宿日直手当	11
(エ) 医師等の初任給調整手当	11
(3) 教育職員の給料及び諸手当	11
ア 教職調整額	11
イ 義務教育等教員特別手当	12
ウ その他の手当	12
エ 主務教諭の設置	13
(4) 給与制度に関する諸課題	13
Ⅱ 人事制度及び職員の勤務環境に関する報告	13
1 基本的な考え方	13
2 人事制度及び職員の勤務環境	14
(1) 人材の確保・定着	14
ア 受験者確保・人材の定着対策	14
イ 競争試験制度の見直し	15
ウ 多様な人材の採用	16
(2) 人材の育成・活躍	17
ア 育成マネジメントの推進	17

イ	女性活躍の推進	18
ウ	高齢層職員の勤務制度等	19
(3)	働きやすい職場づくり	19
ア	総実勤務時間の短縮	19
イ	教育職員の勤務時間管理	20
ウ	多様で柔軟な働き方の推進	21
エ	仕事と家庭の両立	22
オ	健康の保持増進	23
カ	ハラスメントの防止	24
キ	適正な勤務環境の確立	25
(4)	公務員倫理の徹底	25
(5)	各種任用制度の運用	25
ア	会計年度任用職員	25
イ	臨時的任用職員	26
Ⅲ	給与勧告実施の要請等	26
1	給与勧告実施の要請	26
2	給与減額措置	26
勸 告		28
第 1	令和 7 年 4 月の民間給与との比較等に基づく改定の内容	28
第 2	社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等のための改定の内容	29
第 3	改定の実施時期等	30
別表第 1		32
別表第 2		52

説明資料

報 告

地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じられなければならないとされている。また、同法第24条において、給与は、職務と責任に応ずるものでなければならないとされ、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

中立性、専門性を有する第三者機関である人事委員会の報告及び勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、前記の地方公務員法に定める諸原則に基づく適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。職員に対して適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、効率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、報告及び勧告が果たす役割や職員の勤務条件を取り巻く諸情勢を認識する中で、地域の民間賃金の適切な反映をはじめとする社会一般の情勢に適応した適正な給与制度・水準の確立や適切な勤務環境の確保に取り組んできており、本年においても職員給与の実態、給与決定の基礎となる諸事情及びその他の勤務条件等について調査研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

I 職員の給与に関する報告

1 職員給与の実態等

(1) 職員給与の状況

本委員会が令和7年4月1日現在で実施した、職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員（ただし、再任用された職員及び臨時的任用職員等を除く。）を対象とする職員給与実態調査によると、職員は、昨年に比べて37人少ない20,977人であって、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職及び特定任期付職員の6種9給料表の適用を受けている。

これらのうち給与条例に定める行政職給料表の適用を受ける職員から本年度の新規学卒の採用者等を除いた公民給与の較差算定対象職員（以下「較差算定対象職員」という。）は4,304人で、その平均年齢は39.6歳、平均経験年

数は17.3年、学歴別構成比は大学卒77.3%、短大卒6.3%、高校卒16.3%、中学卒0.1%、男女別構成比は男性57.3%、女性42.7%であり、その給料（給料の調整額を含む。以下同じ。）及び主な手当の平均月額（実支給額）は、給料323,479円、扶養手当6,667円、地域手当26,712円となっている。（「説明資料」第1表参照）

また、教員、警察官、看護師等を含めた職員全体の平均年齢は39.0歳、平均経験年数は16.7年、学歴別構成比は大学卒79.1%、短大卒6.0%、高校卒14.9%、中学卒0.0%、男女別構成比は男性61.4%、女性38.6%であり、給料（教職調整額を含む。）及び主な手当の平均月額は、給料353,124円、扶養手当9,564円、地域手当24,810円となっている。（「説明資料」第2表から第12表まで参照）

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与等を検討する資料を得るため、人事院及び京都市人事委員会等と共同して職種別民間給与実態調査を実施した。

この調査は、人事院が行う国家公務員の給与を検討する資料を得るための調査を兼ねており、府内に所在する企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である1,012の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した229の事業所を対象に調査を実施し、公務と類似すると認められる76職種の職務に従事する者に本年4月分として支払われた給与や民間事業所における過去1年間に支払われた賞与等の調査を行うとともに、各企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

なお、物価高を踏まえ、いわゆるインフレ手当について、毎月支給されている場合は月例給として、一時金として支給されている場合は特別給として把握した。

本年の調査完了率は83.7%と、例年と同様に非常に高い割合となっており、その調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

本委員会では、この調査のほか、今後とも、機会あるごとに幅広く情報収集・意見聴取に努め、人事・給与制度に関する調査研究を一層深めていくこととする。

イ 調査の実施結果

民間事業所における給与改定等の状況について調査した結果は、次のとおりである。

なお、(3)のアで後述のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、以下の調査結果は、企業規模100人以上の事業所における状況とする。

採用及び初任給の状況は、新規学卒者の採用（事務員・技術者）を行った事業所の割合は大学卒で37.6%、高校卒で8.3%となっている。そのうち、初任給が増額となっている事業所は、大学卒で76.0%、高校卒で80.2%となっており、据置きとなっている事業所は、大学卒で24.0%、高校卒で19.8%となっている。また、初任給の平均額は、大学卒で256,950円、高校卒で201,339円となっている。（「説明資料」第14表及び第15表参照）

給与改定の状況は、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は67.5%、また、定期昇給制度のある事業所のうち、昇給を実施した事業所の割合は、100%となっており、このうち昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は33.4%、変化なしとしている事業所の割合は60.8%となっている。（「説明資料」第16表及び第17表参照）

人事院における調査結果と同様、多くの事業所で初任給の引上げやベースアップが実施されており、相応の賃金水準を確保しようとする動きがうかがえる。

(3) 給与改定の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法第24条に根本基準が定められており、改定に当たっては、職員給与の水準を民間給与の水準と均衡させることを基本としてきた。これは、職員についても勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その時々々の経済・雇用情勢等が反映された民間給与の水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

ア 公民給与の比較方法の見直し

(ア) 見直しに至る経緯

公民給与の比較は、単純な平均値による比較ではなく、公務員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、職員にあつては較差算定対象職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式により行っている。

この比較方法は、昭和34年に導入したものであるが、長年の経緯を経て公務員の給与決定方法として定着している。その間、適宜、比較方法等の見直しを行ってきた。比較対象企業規模については、従前は100人以上とされていたが、平成18年からは国と同様に50人以上としている。

この比較対象企業規模については、人事院が設置した有識者会議において議論されてきたが、本年、人事院において、公務全体の人材確保のため、公務の職務・職責を重視し、より適切な比較対象とする観点から、比較対象企業規模を100人以上に引き上げる見直しが行われたところである。

(イ) 本委員会における見直しの考え方

公民給与の比較に当たっては、広く民間企業の状況を反映させる観点とともに、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が求められる。

本委員会においては、公民の給与比較における較差算定に当たっては、国の取扱いに準拠して取り扱ってきたところであるが、人事院報告で示された、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争については、本府においても国と同様の状況にあると認識しており、比較対象企業規模を100人以上とする見直しを行うこととする。

また、特別給の比較対象企業規模についても、月例給の比較対象企業規模との整合性を考慮し、100人以上に見直すこととする。

なお、比較対象企業規模を見直した場合にあっても、これまでの精緻な実地調査による調査の精確性を維持するとともに、公民比較の対象となる役職段階別の調査実人員を十分に確保することができるものと考えている。

イ 給与改定に関する本年の諸情勢

(ア) 月例給

前記アの見直し後の本年4月分の月例給について、給与条例に定める本来の給与に基づく公民較差を算出したところ、第1表に示すとおり、職員給与が民間給与を11,993円・3.18%下回っていた。

なお、本府においては、現在、管理職員の給料月額のカット措置が行われており、この措置による減額後の職員給与は、民間給与を12,825円・3.41%下回っていた。

第1表 職員給与と民間給与との月例給の比較

	民間給与 ①	職員給与 ②	較差	
			①－②＝③	③／②×100
給与減額前	388,889円	376,896円	11,993円	3.18%
給与減額後		376,064円	12,825円	3.41%

- (注) 1 「給与減額後」は、管理職員等の給与の特例に関する条例による管理職員に対する給料月額のカット措置により、実際に支払われた職員給与である。
- 2 管理職員の給料月額のカット措置の影響分は、832円(0.22%)である。
- 3 職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。
- 4 比較給与種目は、次のとおりである。

民間給与	職員給与
きまって支給する給与(注1)から時間外手当(注2)及び通勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、初任給調整手当

- (注1) 基本給、家族手当、地域手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される給与をいう。
- (注2) 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。
- 5 公民較差の算定は、役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を比較するラスパイレス方式による。

$$\text{給与較差} = \frac{\sum P_1 Q_0}{\sum P_0 Q_0}$$

P₁…民間企業従業員の平均給与月額

P₀…職員の平均給与月額

Q₀…職員数

ラスパイレス方式

民間企業従業員を役職段階・年齢・学歴に応じて区分した上で、それぞれの区分ごとの給与(平均額)をそれぞれ同等と認められる職員に支給した場合の給与総額を職員の実際の給与総額で除したものの。

なお、民間企業従業員の本年4月分の平均給与月額については、「説明資料」第18表参照のこと。

(イ) 特別給

職員の特別給(期末・勤勉手当)については、民間の特別給(賞与等)の過去1年間の支給実績を精確に把握して支給割合(月数)を算出し、これと職員の特別給の年間支給月数とが均衡するよう0.05月単位で改定を行っている。昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給は、第2表のとおり、年間で所定内給与月額の4.64月分

に相当しており、職員の特別給の年間支給月数（4.60月分）が民間事業所の特別給の支給割合を0.04月分下回っていた。

第2表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額 (円)	下半期(A ₁)	390,160
	上半期(A ₂)	399,572
特別給の支給額 (円)	下半期(B ₁)	891,703
	上半期(B ₂)	939,279
特別給の支給割合 (月分)	下半期(B ₁ /A ₁)	2.28 ₅
	上半期(B ₂ /A ₂)	2.35 ₁
	計	4.64

(注) 1 「所定内給与月額」とは、月ごとに支給されるすべての給与から超過勤務手当、夜勤手当、休日手当及び宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当を除いたものをいう。

2 「下半期」とは令和6年8月から令和7年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の期末・勤勉手当の年間支給月数は4.60月分である。

(ウ) 物価及び生計費

物価は令和3年度後半以降、継続的に上昇傾向にあり、本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国では3.6%上昇し、京都市でも同じく3.6%上昇となっている。

家計調査（同省）を基礎に人事院が行う計算方法により算定した本年4月における京都市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ151,030円、173,480円及び195,930円となっている。また、全国家計構造調査（同省）及び全国単身世帯収支実態調査（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、113,350円となっている。（「説明資料」第24表参照）

(エ) 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与や人事管理等について報告及び勧告を行った。

これによれば、本年4月分として支給された月例給について国家公務員

給与と民間給与を比較したところ、国家公務員給与が民間給与を15,014円(3.62%)下回っており、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る俸給表の引上げ改定をし、行政職俸給表(一)の場合、平均3.3%引き上げることとしている。

特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.05月分引き上げることとし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分することとしている。

また、医師等の初任給調整手当及び宿日直手当の引上げ改定を行うとともに、通勤手当、特地勤務手当等について、所要の見直しを行うこととしている。(「説明資料」参考(令和7年人事院勧告・報告の概要)参照)

なお、小・中学校、高等学校等の教員に適用される教育職給料表に関しては、これまでどおり、改定を行う際のモデルとなる給料表が、本委員会も参画する全国人事委員会連合会(以下「全人連」という。)において、本年の人事院勧告を踏まえて作成の上、示されている。

また、義務教育等教員特別手当については、全人連において、本年度の国の予算における義務教育費国庫負担金の見直しを踏まえて、令和8年1月からの新しい手当額としてモデルとなる手当額(義務教育等教員特別手当モデル手当額)が示されたところである。

2 職員給与の改定等

(1) 地域手当の改定

ア 基本的な考え方

令和6年の人事院勧告では、地域手当について、級地区分の設定単位を広域化し、都道府県を基本としつつ、都道府県庁所在地等については個別に設定するという見直しがなされた。これを受けて、本委員会は、昨年の報告において、直ちに国に準拠して見直しを行うのではなく、最新の府内の民間賃金などの諸情勢や、国の見直しを受けた近隣府県や府内市町村の地域手当の見直しの状況等を踏まえて検討を進めていくとしたところである。

本府においては、これまで独自の地域手当制度を設定してきたが、見直し前の国の基準をそのまま府に適用したのでは府内の地域ごとの諸情勢を反映することが困難であったことや、国とは異なる人事管理上の観点を踏まえて措置してきたものである。国の見直しは、級地区分の設定単位を広域化するもので、これまでの府独自の地域手当制度の考え方に沿うもので

ある。また、近隣府県や府内市町村においても、国基準を踏まえた見直しが進められている。

これらの諸情勢を総合的に勘案し、給与制度は国準拠を基本とするという考え方にに基づき、府内の支給割合を見直すこととする。

イ 級地区分及び支給割合

人事院の基準によれば本府は全域が４級地（８％）であるが、府内全域を同一の支給割合とすることは地域ごとの実情が反映されないことや人材確保の観点から、これまでの独自の対応経過等を踏まえ、東京都の特別区、京都市、京都市を除く府の地域の３区分に再編することとし、支給割合は、東京都の特別区は20.0％、京都市は現行どおり9.4％、京都市を除く府内地域は8.0％とすることが適当である。

改定に当たっては、国においては令和９年度まで経過措置が講じられている状況を踏まえて、段階的に実施することとし、国の地域手当に係る経過措置が終了する令和10年４月までに完成させることとする。

改正時期については、国において、本年４月から見直しが実施されていることから、京都市を除く府内地域について、本年の公民較差の範囲内で、本年４月に遡及して支給割合を引き上げ、その支給割合は国の段階的引上げにおける支給割合を参考に設定することとする。また、支給地域の区分の見直し及び支給割合の改定は、令和８年４月１日から実施する。ただし、同日から令和10年３月31日までの間における現行の５級地の支給割合は、国の経過措置の内容を踏まえて定めることとし、令和８年度は７％、令和９年度は８％を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。これらの措置内容を表にすると、第３表のとおりである。

なお、令和６年11月29日付け総務副大臣通知において、「国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び級地区分・支給割合を定めることが基本である。基本となる支給割合とは異なる支給割合を定める場合にあっては、地域の民間給与の適切な反映という地域手当の趣旨が没却されないような支給割合とすること。また、特に基本となる支給割合を超えた支給割合を定める場合にあっては、議会及び住民への説明責任を十分果たすこと。」との見解が示されている。今回の見直しにより、府の地域手当の平均支給割合は、国基準に基づく平均支給割合を超えることとなるが、本委員会としては、毎年の公民比較に基づく給与改定により、改定後の地域手当を含めた本府職員の給与水準と府内民間の給与水準を均衡させていることから、給与制度総体として社会一般の情勢に適応した適正なものである

と考える。

第3表 地域手当の支給地域及び支給割合

区分			支給地域	支給割合				
現行 R 7	経過措置期間 (R8・9)	制度 完成 (R10)		現行	令和 7 年度 (遡及改定)	経過措置期間		制度完成
						令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
1 級地	1 級地	1 級地	東京都の特別区	100分の17.4	100分の17.4	100分の20	100分の20	100分の20
2 級地	2 級地	2 級地	京都市	100分の9.4	100分の9.4	100分の9.4	100分の9.4	100分の9.4
3 級地	3 級地	3 級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	100分の5.4	100分の7	100分の8	100分の8	100分の8
4 級地			木津川市、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の4.4	100分の6			
5 級地			4 級地 (暫定)	上記以外の府の地域	100分の3.2	100分の4	100分の7	

(2) その他の職員給与の改定

ア 本年の公民の給与較差に基づく月例給の改定

本府においては、管理職員の給料月額のカット措置が行われている。この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的なものであることから、公民の給与較差に基づく職員給与の改定に当たっては、給与条例に定める本来の職員給与の水準と民間給与の水準との均衡を図ることを基本に対応することとする。

本年4月分の給与条例に定める本来の職員給与と民間給与を比較した結果、前記1の(3)のイのとおり職員の給与が民間給与を11,993円・3.18%下回っており、民間給与との均衡を図るとともに国家公務員に対して執られる措置との均衡を踏まえ、次のとおり改定措置を講じる必要がある。

(ア) 地域手当について、京都市を除く府内地域について第3表の「支給割合」の「令和7年度（遡及改定）」の欄に定める支給割合に改定する。これにより、地域手当は平均1,166円の増額となる。

(イ) (ア)の改定によっても、なお、民間との較差が残るため、各給料表について、人事院勧告で示された俸給表等の構造及び改定内容を基本として、全ての職員を対象に引き上げる改定を行うこととする。これにより職員給与は、給料表の改定により平均10,007円、給料の月額を算定基礎としている地域手当等の諸手当により平均817円の増額となる。

(ウ) これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与

を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施するものとする。

イ 特別給の改定

期末・勤勉手当については、府内の民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、次のとおり改定措置を講じる必要がある。

- (ア) 支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とし、支給月数の引上げ分は、府内の民間事業所の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、それぞれ6月期及び12月期で均等になるよう配分する。
- (イ) 指定職給料表適用職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付研究員の期末手当についても、(ア)との均衡を踏まえ支給月数の引上げを行う。
- (ウ) これらの改定は、本年6月に遡及して実施する。

ウ その他の手当の改定

(ア) 通勤手当

人事院は、自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当について、民間の長距離通勤者に対する支給額が国家公務員の手当額を上回っている状況を踏まえ、上限を「100km以上」とする新たな距離区分を創設し、通勤手当額の上限を66,400円に引き上げるとともに、現行の手当額についても引き上げるよう勧告した。

本府の自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当は、国とは異なる独自制度としているが、本府の現行の支給額は、いずれの距離区分でも府内の民間事業所における支給額を上回っている実情を踏まえ、1キロメートルごとに加算する額については据え置くことが適当である。ただし、長距離通勤者の負担に配慮する必要があることは国と同様であり、通勤手当の上限額について、令和8年4月から国と同額まで引き上げることが適当である。

また、人事院は、自動車等使用者が、通勤の際に自らの負担により外部の駐車場を利用している状況が見られることから、1箇月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を令和8年4月から新設するよう勧告した。

本府においても、一部の自動車等使用者が、通勤の際に自らの負担により外部の駐車場を利用している状況が見られる。また、本年の職種別

民間給与実態調査によれば、府内の民間事業所においては、従業員が自ら利用料を支払って外部の駐車場を利用している事業所は約４割であるが、そのうち、従業員の自己負担を軽減するため、その利用料に対して通勤手当を支給している事業所が34.9%となっている。これらの状況を踏まえ、国の措置に準拠して、令和８年４月から駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することが適当である。

なお、人事院は、月の途中に採用される職員等について、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に関し、所要の措置を講じ、令和８年10月から実施することとしており、国の検討状況を注視していく必要がある。

(イ) 特地勤務手当

人事院は、特地勤務手当について、勤務地を異にする異動の円滑化を図るため、地域手当との減額調整を廃止するよう、報告したところである。国の改定の趣旨を踏まえ、国の見直しに準拠して見直しを行うことが適当である。

(ロ) 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定を行い、本年４月に遡及して実施することとする。

(ハ) 医師等の初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定を行い、本年４月に遡及して実施することとする。

(3) 教育職員の給料及び諸手当

教員に優れた人材を確保することを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等の改正法（以下「改正法」という。）が令和７年６月11日に成立し、今後、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営・指導の促進とともに教育職員の処遇の改善が図られることとなっている。

また、文部科学省において義務教育費国庫負担金の算定方法が見直されたところである。

これらの動向を踏まえ、本委員会において検討した結果、次のとおり対応をする必要がある。

ア 教職調整額

教育職員に対しては、その職務と勤務態様の特殊性に鑑み、時間外勤務

手当が支給されず、教職調整額を本給相当として支給することとされている。給特法の改正により、給料月額 100 分の 4 に相当する額から 100 分の 10 に相当する額に、令和 8 年 1 月 1 日から毎年 100 分の 1 ずつ段階的に引き上げることとし、指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第 25 条第 1 項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第 4 項の認定の日までの間にあるもの）について、教職調整額を支給しないこととするとされたところであり、改正法の趣旨を踏まえて適切に対応する必要がある。

また、教職調整額の対象とならない校長、副校長、教頭の給料月額についても、教職調整額の段階的引上げに合わせて、所要の措置を講じる必要がある。

イ 義務教育等教員特別手当

義務教育等教員特別手当は、いわゆる人材確保法に基づく教育職員の給与の優遇措置として、教育公務員特例法により措置されているところであるが、改正法により、分掌する校務類型（文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める校務の種類）に応じて支給することとし、その額は校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して条例で定めることとするとされたところである。

また、国において令和 7 年度義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直され、職務や勤務の状況に応じた給与とする観点から本給の 1.5% 相当から 1.0% 相当に引き下げられ、一方学級担任（小学校、中学校等の学級に限り、特別支援学級を除く。）には業務の困難性を考慮して月額に $3,000$ 円を加算することとされたところである。

当該手当については、これまで措置してきた経過や今般の国における検討・措置状況等を踏まえると、職務の級・号給別に応じた支給月額の限度を $5,600$ 円とする義務教育等教員特別手当モデル手当額に準じて改定することが適当である。

ウ その他の手当

教育職員の特殊勤務手当については、義務教育費国庫負担金の見直しにより、最高限度額の算定において、非常災害時等の緊急業務に従事した場合等の特殊勤務手当について支給要件の見直しと単価が引き上げられ、多学年学級担当手当については、支給しないこととされたところである。

このような状況の下で、教育職員の諸手当等の在り方については、その

職務と責任の特殊性に基づくものとなるよう、今後とも、国における検討・措置状況や他の都道府県の動向等を踏まえ、適切に対応する必要がある。

エ 主務教諭の設置

改正法により、児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教育職員の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができるとされたところである。教育委員会において、改正法の趣旨も踏まえて、学校の組織運営体制の在り方について研究・検討を行っているところであり、その検討状況や他の都道府県の動向なども踏まえ、適切に対応する必要がある。

(4) 給与制度に関する諸課題

人事院は、職務給の原則の下、職務・職責を重視した新たな給与体系の構築に向けて、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めていくとし、職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める在級期間に係る制度を廃止することを報告した。

職務・職責に見合った給与処遇が必要なのは本府においても同様である一方、本府における人事管理の実情も踏まえて対応を検討する必要がある。

また、その他の諸手当については、本府を取り巻く社会情勢に即した府民の納得性の高いものとなるよう、民間事業所や国、他府県の動向等を調査・研究するとともに、業務や職員の勤務実態にも配慮しながら、不断に点検・検証を進め、今後とも適切に対応していく必要がある。

Ⅱ 人事制度及び職員の勤務環境に関する報告

1 基本的な考え方

本府は現在、少子化に伴う生産年齢人口の減少をはじめ、人生100年時代といわれる超高齢社会の到来、激甚化・頻発化する大規模災害や感染症リスクの顕在化、価値観やライフスタイルの多様化、生成AI等のテクノロジーの急速な発展、不安定な国際情勢など、これまでに経験したことのない社会と環境の大きな変化に直面している。

このような変化に伴い、行政課題は更に複雑・多様化しており、これらの課題に機動的に対応し、将来にわたって良質な府民サービスを提供し続けられる組織を確立していくためには、引き続き、多様で有為な人材を確保・育成し、その定着を図っていくことが必要である。

そのためには、職員一人ひとりがその能力を最大限に発揮して生き生きと活

躍できる勤務環境を整備し、魅力ある職場づくりを進めることで、より多くの優秀な人材から選ばれる京都府としていくことが重要である。

今後とも、任命権者と本委員会が連携し、多様で有為な「人材の確保・定着」、職員の意欲や主体性を高め成長を実感できる「人材の育成・活躍」及び多様で柔軟な働き方が選択でき働きがいを感じられる「働きやすい職場づくり」の3つの観点から取組を進め、ワークエンゲージメントの向上により、職員が能力を高め、発揮し、組織全体の活力やパフォーマンスを向上させることで、府民に質の高い行政サービスを提供していくことが求められている。

2 人事制度及び職員の勤務環境

(1) 人材の確保・定着

ア 受験者確保・人材の定着対策

多様で有為な人材を継続的に確保していくことは、良質な府民サービスを提供し続けるために不可欠であるとともに、それぞれの公務分野において、業務量に応じた執行体制を構築する上での大前提となるものである。

職員の採用については、生産年齢人口の減少等により、民間企業等との人材獲得競争が激しくなっており、一類採用試験の申込者数は、令和6年度に続き令和7年度も増加したものの、10年前の8割程度となるなど、長期的には減少傾向にある。また、人材の流動化等により、若手職員の離職も増加傾向にある中、今後も売り手優位の労働市場環境の継続が見込まれ、こうした傾向は更に加速していくものと考えられる。他方、現在の若年層の就労観は、社会貢献意識は高いものの、ひとつの組織で定年まで働くことを当然とは考えておらず、将来的な転職も視野に仕事を通じて成長できる環境を重視する傾向や、多様で柔軟な働き方への志向が強くなっている。

就職をとりまく環境や若年層の就労観が変化する中で、高い能力や豊富な経験を有する人材から、本府が就職先として選ばれるよう、Iの2で述べた給与面での適切な処遇を含め、公務の魅力を広く効果的に発信するとともに、(3)で述べる多様な人材が柔軟な働き方を選択し、活躍し続けられる職場づくりについて、総合的かつ戦略的に取り組んでいく必要がある。

本委員会では、これまで、任命権者と連携し、府の仕事の魅力、やりがいを効果的に発信するため、学校訪問をはじめ、採用試験に関するガイダンスや説明会、職員採用ホームページやSNS等において、若手職員の生の声を伝えるなど、府職員として働く具体的なイメージを持ってもらえるよう、受験勧奨の取組を強化してきたところである。今後更に、府の仕事の魅力や仕事で身に付けられるスキルの明示など、府の仕事のブランディ

ングを戦略的に行うとともに、若手職員との交流等により、職場見学や仕事体験等を充実させながら、人材の確保・定着に取り組んでいく必要がある。

とりわけ、総合土木等の技術系職種については、人材確保がより困難な状況にあることから、府に就職後、自身の知識・技能を発揮して活躍でき、成長できる環境があることを伝えていくとともに、民間企業等における多様な経験・高度な専門性を有する人材の更なる獲得などにも取り組んでいく必要がある。

高校卒業見込みの年齢で受験が可能となる各種の採用試験においては、少子化や大学進学率の上昇により、就職希望者が減少し、本府の受験者も減少傾向にあるが、引き続き府内高校や専門学校等への訪問を通じたPRや、将来の公務員志望にもつながるよう、地域への愛着を醸成しながら、府の仕事の魅力の効果的な広報活動の実施など、積極的な取組を行っていく必要がある。

イ 競争試験制度の見直し

多様で有為な人材を確保していくため、アで述べた受験者確保等に取り組むとともに、受験しやすい採用試験制度への見直しを両輪で進めていくことが重要である。

人材獲得競争が激しさを増す中、本委員会では、これまで、国家公務員の採用試験制度改革や民間企業の採用活動の早期化等に対応するため、任命権者と連携し、採用試験の時期や方法、受験資格の見直し等を行ってきたところである。

一方、人事院においては、人事行政諮問会議の議論や採用戦略に関する有識者との意見交換を踏まえ、今年度は、一般職大卒程度試験への「教養区分」の新設、受験可能年齢の引下げを実施するなど、採用プロセスのアップデートが集中的に進められている。

本府においても、引き続き、就職活動の早期化をはじめ、アで述べた就職を取り巻く環境や若年層の就労観の変化など、時代の変化に適応した採用試験制度の不断の見直しを進めることが重要である。

こうした観点を踏まえ、昨年度から、人材確保がより困難な状況にある技術系職種については、全ての試験区分を前倒して実施しているが、特に競合が激しい総合土木については、大学3年生の秋から受験できるよう、今年度から、受験可能年齢を引き下げるとともに、民間企業への就職や大学院修士課程進学といった経験を積んだ試験合格者が試験を受け直す必要

がないよう、採用候補者名簿の有効期間を2年から4年に延長したところである。

また、学生が職業に公務員を選ばなかった理由として「公務員試験対策が負担」を挙げる者が少なくないことから、処遇等の改善と併せて、引き続き、府が求める人物像にマッチする人材の確保に向け、就職希望者がより受験しやすい採用試験制度となるよう、更なる見直しを検討していく。

ウ 多様な人材の採用

人材の流動化が進む中、多様で有為な人材の確保の観点から、多様な経験や知識・技能、高度な専門性を有する人材を獲得していくために、新卒者を中心とする採用試験のみならず、任命権者が実施する選考採用等を必要に応じて組み合わせることが有効と考えられる。任命権者においては、社会人経験者採用選考試験を取り入れながら人材の確保に取り組んでいるところであるが、今後更に、対象職種や受験可能年齢の拡大をはじめ、経験者採用の充実や、即戦力となる人材を確保できるアルムナイ採用の検討など、多様で有為な人材の確保に向け、任命権者の取組に適切に対応していくこととする。

障害者雇用は、障害のある人がその特性に応じて能力を発揮でき、自らの意思と希望に沿って生き生きと働くことができる社会の実現につながるものである。任命権者においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき「障害者活躍推進計画」を策定されており、令和7年4月に改定された同計画に基づき、障害者の積極的な雇用と障害のある職員の障害の特性に応じた勤務条件や職場環境づくりに取り組んでいく必要がある。

本委員会としては、障害のある職員に対する合理的配慮、障害の特性に応じた勤務条件や勤務環境の整備に努めるなどの対応を求めるとともに、任命権者の取組を支援するため、障害者を対象とした採用選考試験を引き続き実施していく。

いわゆる就職氷河期世代の採用については、政府において、令和5年度からの2年間で「第二ステージ」と位置付け、公務員等への採用が推進されてきたところであるが、本府においても、令和2年度から令和6年度まで同世代に特化した試験を実施してきた。来年度以降の対応については、国においては、本年6月に「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」で決定した「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」に基づき、令和8年度から「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」を実施するとしており、本府においても、国からの要請や受験対象

者の動向を踏まえ、任命権者が実施する社会人経験者採用選考試験等を活用した同世代に対する支援等の検討を進めていく必要がある。

教員の採用については、任命権者である教育委員会が、教育職員免許状取得者から選考等する仕組みとなっているが、近年、志願者数の減少傾向が続いており、採用予定人数の増加と相まって、志願倍率が低下している。

教員の確保は、学校教育の根幹にも関わる課題であり、本委員会としても、必要に応じて教育委員会とも意見交換を進めることとしているが、教育委員会においては、今年度の教員採用選考試験について採用予定者数を過去10年間で最大とするとともに、大学3年生等チャレンジ選考試験の全校種・職種・教科（科目）への拡大や、社会人経験者特別選考（教員免許取得猶予）の新設など、志願者確保の取組を実施されており、引き続き積極的に進めていくことが必要である。

(2) 人材の育成・活躍

ア 育成マネジメントの推進

採用後は、職員がその職務を十分に遂行するため、個々の職員の意欲や資質・能力の一層の向上を図るとともに、職員一人ひとりがその能力を最大限に発揮し、組織の活性化と複雑・多様化する行政課題への対応力の強化を図っていく必要がある。

任命権者においては、地方公務員法に基づく人事評価制度の適切な運用や、それぞれにおいて作成された人材育成に係る指針（以下「人材育成指針」という。）に基づき職員の育成に取り組まれてきたところであるが、1で述べたように、社会経済情勢等が大きく変化し、従前にもまして、人材の育成・活躍の重要性が高まっている中、人材育成指針の見直しが行われるなどしている。

任命権者においては、今後、人材育成指針に基づき、人材の育成・活躍の取組を着実に推進していくとともに、次のような観点からの取組が重要である。

第一に、本府が対応すべき中長期的な課題の解決や計画の実現に向け、職員の自主性や多様性の発揮に留意しつつ、求められる職員像や行動指針、組織の目指すべき姿、各職務分野や職位に応じて求められる役割や知識・技能等を明確にすることにより、計画的に人材育成を行い、実効性を高めていくことが重要である。

組織全体として、目指す方向性や重視する価値を共有することは、組織としての一体感の醸成はもとより、府民との信頼関係をより強固なものに

することにもつながるものである。

第二に、行政課題が一層複雑・多様化する中、職員に必要とされる知識・技能が大きく変化していくとともに、定年年齢の引上げに伴う在職期間の長期化等により、今後更に、多様な人材による公務運営が求められるものと考えられる。

このため、第一で述べた考え方の下、若手職員から高齢層職員まで、それぞれの職種、階層、専門性等に応じて必要となる人材をリスクリングやスキルアップにより計画的・体系的に育成するためのプログラムを整備・充実させるとともに、職員自身による主体的な能力開発を支援し、成長を実感できる取組を進めていくことが重要である。

また、管理監督職員は、職場のリーダーとして、職員の育成や意欲の向上において、その役割を十分に認識し、職員の人材育成等に積極的に関わっていくことが重要であるが、そのためには、人材育成・人事担当部局が管理監督職員の取組を支援し、十分に連携しながら、一体となって取り組んでいく必要がある。

管理監督職員のマネジメント能力を向上させ、組織全体で人材の育成を促進し、個々の職員が働きがいや成長の実感を持てる取組を進めていくことは、意欲や、組織に対するワークエンゲージメントを高め、そのパフォーマンスを更に向上させることにつながるとともに、定着の観点からも重要である。

こうした取組により、公務に対する矜持を持ち、複雑・多様化する行政課題や府民ニーズに柔軟かつ的確に対応できる高い専門性と連携意識、強い使命感の下、意欲的に課題に挑戦する職員を計画的に育成し、組織力の向上や定着の促進につなげていくことが求められる。

イ 女性活躍の推進

多様で有為な人材から選ばれる京都府となるためには、性別にかかわらず様々な人材が活躍できる魅力ある職場づくりが求められている。

任命権者においては、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進する取組が実施されてきたところである。令和7年通常国会において、令和8年3月31日までの時限立法である女性活躍推進法の有効期限を10年間延長等する改正法が成立したことから、任命権者においては、法改正の趣旨、こ

の間の女性管理職比率等の数値目標の達成状況等を踏まえ、現行の行動計画を改定することが必要となる。引き続き、行動計画がより実効性の高いものとなるよう、全庁挙げて、誰もが働きやすく、やりがいを持って生き生きと活躍できる職場づくりに取り組んでいくことが重要である。

ウ 高齢層職員の勤務制度等

高齢層職員を取り巻く状況については、令和6年度から、定年引上げ後の60歳を超える職員に加え、定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職員など、多様な任用形態の高齢層職員が公務の職場で働いており、その豊富な知識や技術、経験等を活用し、次の世代に継承していくとともに、それぞれの職務・職責や役割に応じて、その能力を十分に発揮し、モチベーションを持って職務に従事することができるよう、勤務条件の整備等を図っていく必要がある。

(3) 働きやすい職場づくり

ア 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員が心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる勤務環境の実現につながるものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するとともに、職員の健康の保持増進、さらに、多様で有為な人材の確保にも資する極めて重要な課題である。

総実勤務時間の短縮に当たっては、まずは時間外勤務を短縮することが必要である。そもそも、時間外勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要があるときに命じることができるものである。したがって、所属長をはじめ管理監督職員は、職員一人ひとりの勤務状況や業務の進捗状況を適宜把握し、適切な勤務時間の管理を行う必要がある。その上で、時間外勤務が必要と認めるときには、適切に事前命令・修正命令を行うとともに、命令を受けていない職員の速やかな退庁を促さなければならない。また、命令された勤務時間に対する時間外勤務手当は、適時・適切に支給されなければならない。これらの勤務時間に係る労働法制やそのルール（以下「勤務時間法制等」という。）について、時間外勤務を行う職員に理解を促すことも重要である。

任命権者においては、今後とも勤務時間法制等を踏まえ、客観的な記録を基礎とした適切な勤務時間管理を行い、長時間勤務の原因の分析や事務事業の効率化を図るとともに、職員一人ひとりの勤務状況や業務の内容、進捗状況を正しく把握し、職員間の業務の平準化を図る必要がある。加え

て、業務内容や業務量など各職場の実態に応じた人員配置を行うために必要な人員を随時・的確に確保する必要がある。

また、生成ＡＩサービスをはじめとするデジタル技術の活用により、職員の業務の効率化を図ることも、総実勤務時間の短縮に極めて有効と考えられるため、今後もその活用を促進していくことが重要である。

なお、勤務時間法制等において、任命権者は、長時間勤務を行った職員に対して、産業医等による面接指導を受けさせることが義務付けられており、知事部局等及び警察本部の実施対象者における面接指導の実施率は概ね100%となっている。しかし、教育委員会の教育職員は、面接指導を受ける要件を満たす長時間勤務を行った職員であっても、希望した者のみに面接を実施することとしているため、極めて少数の実施にとどまっている。長時間勤務は心身の健康に深刻な影響を及ぼすこともあることから、所属長は、長時間勤務を行った職員に対して面接指導の意義を丁寧に説明し、面接指導の申出を行うよう促すことにより、面接指導につなげる必要がある。

本委員会としても、引き続き、事業場調査等において、これらの勤務時間法制等が遵守されるよう指導するとともに、勤務時間管理の重要性に係る認識の向上や適正な管理の推進について啓発を行う。

このほか、総実勤務時間の短縮に当たっては、年次休暇や夏季休暇の計画的取得、連続取得の促進も有効な手段の一つである。昨年の年次休暇の取得日数は、警察本部では全ての職員が５日以上であった一方、他の任命権者では約１割の職員が５日未満であった。所属長は、職員に年次有給休暇を５日取得させるよう使用者に義務付けられた民間労働法制の趣旨を踏まえ、年次休暇等の計画的取得や取得促進、取得しやすい職場環境の整備、働き方に関する意識啓発に引き続き取り組む必要がある。

イ 教育職員の勤務時間管理

学校を取り巻く環境は年々課題が複雑化・困難化し、教育職員が担う業務は増加傾向にある。一方で、教育職員の未配置や長時間勤務が全国的に課題となっており、この状況を改善しなければ、教育職員のなり手不足に拍車がかかるとともに、教育の質の低下を招きかねず、働き方改革の推進が喫緊の課題となっている。教育の要である教育職員が、自発性・創造性を大いに発揮するためには、働きやすさと働きがいとを両立させることが必要であり、各学校は、ワーク・ライフ・バランスにも配慮し、勤務時間適正化の取組を一層進めていく必要がある。なお、勤務時間の適正化に当たっては、教育職員の勤務実態を把握し、勤務時間を適正に管理することが

不可欠である。ただし、教育職員については、時間外勤務を命じることができるいわゆる「超勤4項目」に該当する業務以外の業務を含めて、外形的に把握することのできる「在校等時間」により勤務時間の管理を行うこととされている。

任命権者においては、令和2年4月に改定された「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」により、教育職員の勤務時間の上限を定め、上限の勤務時間を超えないよう、業務改善等の取組を行うこととしている。また、本年3月に策定された「教職員の働き方改革推進計画」において、在校等時間の削減に当たって、教育職員が働きがい高めつつ、働きやすさも両立している学校を目指した働き方改革を推進することとしており、授業・学級経営、部活動、生徒指導・保護者対応、学校行事等の各分野において、学校の実情を踏まえながら、様々な取組を複合的に実施していくこととしている。今後は、これらの方針や計画に基づく取組を着実に実行し、働き方改革の実効性を真に高めていくことが求められる。加えて、令和7年の給特法等の一部改正により義務付けられた教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表等にも適切に対応していく必要がある。

府立学校においては、教育職員の在校等時間を、ＩＣカードによる出勤記録を基礎として管理・把握している。任命権者及び管理監督職員は、休憩時間や時間外在校等時間を含め、教育職員の在校等時間を適切に把握するように努め、状況を踏まえた働き方改革を引き続き推進することが求められる。それに加えて、把握した教育職員の勤務の状況を踏まえ、教育職員が担っている業務について、学校以外が担うべき業務や教育職員以外が積極的に参画すべき業務、負担軽減を促進すべき業務がないかなどの視点から、分担の見直しや適正化を進める必要がある。

また、令和6年3月に作成された「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」により、教育職員の負担軽減と勤務時間の短縮を進めることとされている。

これらの実施に当たっては、家庭や地域等の関係者の理解と協力を得ながら、市町教育委員会等や校長をはじめ教育職員の意見を十分踏まえた上で、学校現場における具体的な業務改善の取組を着実に実行していく必要があるとともに、適切な運営体制を確保することが重要である。

ウ 多様で柔軟な働き方の推進

近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性への意識の高まりや、個人の価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、多様で柔軟な働き方に対するニーズが高まっている。

多様で柔軟な働き方の推進は、職員のワーク・ライフ・バランスの実現

や総実勤務時間の短縮、人材確保・定着にも資すると考えられることから、職員が働きやすい勤務時間制度を整備していくことが重要である。

任命権者においては、多様で柔軟な働き方を実現するため、時差出勤や在宅勤務等の制度整備が行われてきた。今後は、これらの制度を職員に浸透させていくとともに、時代の要請に即した見直しを行いつつ、職場の状況を踏まえながら、希望する職員が制度を利用しやすい職場づくりに取り組むことが重要である。特に、在宅勤務については、育児や介護との両立を希望する職員等からのニーズがあり、職員がより利用しやすい制度となるよう、業務のあり方の見直しや必要な資料の電子化などの取組を進める必要がある。

また、国家公務員に導入されているフレックスタイム制及び勤務間のインターバル確保に係る努力義務についても、ワーク・ライフ・バランスの実現に有用である。

フレックスタイム制は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現などの公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するものであり、令和7年1月から、知事部局において制度の試行実施が始まったところであるが、職員が制度を利用しやすい環境づくりのためには、適切な公務運営体制の確保や勤怠管理をはじめとする業務マネジメントの充実が不可欠である。

また、勤務間のインターバル確保は、職員の健康維持や公務能率の向上などの効果が期待されるものである。その導入に当たっては、前述の業務マネジメントの充実に加え、業務の進め方の見直しが必要であることから、国の具体的な取組や他府県の動向を注視しつつ、本府の対応について引き続き研究を進める必要がある。

エ 仕事と家庭の両立

個々の職員の生活の基盤は家庭であり、職員が家庭において性別にかかわらずなく仕事と育児・介護等が両立できる勤務環境を整えることは、安心して働き続ける上で極めて重要な課題であり、また、多様で有為な人材の確保・定着にもつながるものであることから、その重要性は、ますます高まっている。

令和6年に改正されたいわゆる育児・介護休業法（以下「改正育児・介護休業法」という。）において、仕事と育児・介護の両立に関する制度改正が行われるとともに、同法の趣旨を踏まえ、いわゆる地方公務員育児休業法が改正されたところである。本府においても関係する条例等の改正が行

われ、両立支援制度の周知徹底図られたところであり、今後はより一層、職員が制度を利用しやすい環境づくりが求められる。

また、「子育て環境日本一」を目指す本府においては、前述の法令に措置された制度への対応にとどまらず、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の政府目標や改正育児・介護休業法の趣旨も踏まえ、誰もが希望する働き方が実現できるよう、抜本的な働き方改革や周囲の職員への負担を軽減するための取組など、仕事と家庭を両立できる職場づくりを進める必要がある。

所属長は、職員の仕事と育児・介護等との両立の重要性や制度の内容を十分に理解し、周囲の職員の意識醸成を進めるなど、職員が制度を利用して安心して働ける職場環境づくりを進めるとともに、代替職員の配置を含めた業務体制の再構築など、職場全体としての支援体制を構築する取組を一層推進する必要がある。

オ 健康の保持増進

職員がその生活を充実させることはもとより、能力を十分に発揮し、行政サービスを一層向上させるためにも、職員の健康の保持増進は極めて基本的な重要課題である。

本府の病気休職者及び30日以上の子病気休暇取得者（以下「病気休職者等」という。）の数は、任命権者全体としては高止まりの状況である。

任命権者においては、今後更に、産業医との連携を強化し、定期健康診断等の全員受診の徹底、ストレス調査の集団解析結果の活用などにより、職員の心身両面にわたる健康の保持増進を図る取組を継続的かつ計画的に進める必要がある。

また、本府の病気休職者等のうち、精神・行動の障害による病気休職者等の数は、任命権者全体としては昨年度より増加している。特に、30歳代の精神・行動の障害による病気休職者の数は、近年増加傾向にある。

こうした状況を踏まえ、メンタルヘルス対策については、これまで以上に予防、早期発見・早期対応、職場への復帰支援・再発防止のそれぞれの場面における対策に積極的に取り組む必要がある。加えて、職員の精神・行動の障害による病気休職者の状況を踏まえ、職員への早期の働きかけなど未然防止のための対応を検討する必要がある。

特に、メンタルヘルス対策の中でラインケアを行う所属長の役割は重要である。職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、日頃から職員と積極的にコミュニケーションを図り、働きやすい職場づくりに取り組む

など職場環境等の把握と改善に努める必要がある。

また、近年の気候変動の影響から熱中症のリスクが高まっており、改正された労働安全衛生規則に則り健康被害を防止するための取組を進めていくことも重要である。

カ ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなど上司や同僚、更には行政サービスの利用者等による不適切な言動等をはじめとする全てのハラスメントは、職員の人格や尊厳を不当に傷つけ、仕事への意欲や自信を減退させ、メンタルヘルス不調の一因となるだけでなく、職員の能力発揮を妨げ、正常な公務運営の障害になる重大な問題である。

また、性的指向やジェンダーアイデンティティに関わらず、誰もが安心して勤務できる職場づくりに向けた取組をより一層進めていくことも重要である。

任命権者は、全てのハラスメントを根絶するという強い意思を持って、引き続き、未然防止や発生した場合に相談者を守り、安心して相談できる窓口づくり、円滑な解決を図る体制づくりなど積極的な対策を進める必要がある。

管理監督職員は、職場でのハラスメントを未然に防止するために、日頃から職場内での適切なコミュニケーションが保たれるようマネジメントを行うとともに、早期にその兆候を察知し、問題が起こる前に迅速に対策を講じる必要がある。

加えて、近年、社会全体で関心が高まっているカスタマー・ハラスメント（以下「カスハラ」という。）については、本年6月にいわゆる労働施策総合推進法が改正され、事業主にカスハラ防止のための必要な措置を講じることが義務付けられたところである。カスハラが疑われる場合には、対応する職員が孤立することのないよう、複数人での対応や所属長・上司の同席など組織的な対応を行うことが重要であり、任命権者においては、今後も更に実効性のある対策を講じていく必要がある。

本委員会においても、ハラスメントを未然に防止するとともに、発生した場合には的確に対応できるよう、相談窓口職員の知識や技量の向上による苦情相談への的確な対応と任命権者との連携による適切な事案解決に向けて、引き続き、相談機関としての機能の向上を図るものとする。加えて、「勤務条件及び安全衛生に関する講習会」において、所属長等をはじめと

する管理監督職員に、ハラスメントの根絶に向けた意識啓発を行っていく。

キ 適正な勤務環境の確立

職員が働いている職場は、事業場として位置付けられており、疲労やストレスを感じることが少ない勤務環境を整えることは、労働安全衛生面から職員の安全と健康を確保する上での基本であるとともに、職員の能力の発揮にも資するものである。

府の事業場には、原則として、労働安全衛生法等が適用されるため、職場における職員の安全と健康を確保することはもとより、熱中症による健康被害の防止のためにも、事務所の室温など環境管理等について定める事務所衛生基準規則等に基づき適切に対応することにより、快適な勤務環境を形成するよう努める必要がある。加えて、衛生設備の改修やバリアフリー化等の勤務環境の整備は、来庁する府民へのサービスや接遇の向上にもつながることから、今後も計画的に進める必要がある。

(4) 公務員倫理の徹底

職員は、全体の奉仕者であり、公務員としての高い職業倫理が求められていることは改めて言うまでもない。府政に対する府民の信頼を著しく損なう事態が生じることのないよう、職員一人ひとりが、法令遵守はもちろん、強い使命感を持って職務を遂行する必要がある。

本府の昨年度の懲戒処分の総数は、前年度より減少したものの、公務外非行を処分事由とする懲戒処分が全体に占める割合は増加している。職員一人ひとりが、職務外においても公務員として相応しい行動が求められるという自覚と責任、高い倫理観とコンプライアンス意識を持って自らを律するよう、任命権者は、職員の公務員倫理を高める取組を継続して進める必要がある。

(5) 各種任用制度の運用

ア 会計年度任用職員

簡素で効率的な組織を維持しつつ、行政ニーズの変化や多様化に柔軟かつ的確に対応するため、本府においても、様々な形態の職で会計年度任用職員が任用され、公務の円滑な推進に寄与してきている。

令和2年4月の地方公務員法の改正により、当該職員は一般職の地方公務員として同法上の各種規定が適用されることとなり、本府においても、任用や勤務条件に関する各種の制度が整備されたところである。

本委員会は長年にわたり、非常勤職員が意欲と能力を発揮し公務に精励

できることは、効率的な行政運営のためにも重要であると報告で言及しているが、会計年度任用職員制度の導入後においても、常勤の一般職員との権衡を考慮した処遇が求められるところであり、任命権者においては、引き続き、関係法令等を踏まえ、適切な運用となるよう努める必要がある。

イ 臨時的任用職員

地方公務員法においては、臨時的任用職員について、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき等に限って、6月を超えない期間で任用を行うことができ、また、6月を超えない期間で一度のみ更新することができるとされている。臨時的任用職員には、一部の身分保障に係る地方公務員法の規定が適用されないなど、正式任用とは異なる側面があることから、厳格な要件の下で任用されることが求められており、任命権者においては、法令の趣旨を十分理解し、適切な運用を図らなければならないことに改めて留意する必要がある。

Ⅲ 給与勧告実施の要請等

1 給与勧告実施の要請

本報告の冒頭に示したとおり、職員の給与等に関する報告及び勧告の制度は、公務員について憲法に保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、この制度は、職員にとって社会一般の情勢に適応した適正な給与等の勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員は、府民の命と健康、生活を守るため、一般行政や教育、警察等の各分野において真摯に職務に精励している。

このような状況の中で、民間準拠により公務員給与を決定する仕組みを通じて適正な給与を支給することは、府民から支持される納得性の高い給与等の制度と水準を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、効率的な行政運営に資するものである。また、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定にも寄与するものである。

については、こうした本制度の意義、役割と今日の給与を取り巻く環境について、深い理解を示され、これを実施されるよう要請する。

2 給与減額措置

本府においては、管理職員等の給与の特例に関する条例により、管理職員の給料月額を1.5%（行政職給料表9級以上の職員（これに相当する職員を含む。）は2.0%）減額する措置が講じられている。この措置は、厳しい財政状

況等を踏まえ、平成 11 年 11 月から実施され、その措置内容は一部変更があるものの、実に 26 年の長きにわたって実施されてきている。

Ⅱの２の「人事制度及び職員の勤務環境」で述べたように、働きやすい職場環境づくりのために管理職員の担う役割は重要であり、その職務・職責は高まる一方、管理職員を対象とするこの措置は、職員の職務給の原則とは考え方を異にするものである。

本委員会はこれまでも、この措置は本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的なものであることを繰り返し述べてきた。現在の減額措置期間が終了する令和 8 年 4 月以降は、本委員会の給与勧告に基づく適正な給与が確保されるよう強く望むものである。

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第1 令和7年4月の民間給与との比較等に基づく改定の内容

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

- ア 現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。
- イ 教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級又は4級である教育職員の給料月額は、それぞれの給料表の額に次表の給料表及び職務の級の区分に応じた加算額を加えた額とすること。

給料表	職務の級	加算額
教育職給料表(2)	3級	11,500円
	4級	3,800円
教育職給料表(3)	3級	11,500円
	4級	4,000円

(2) 諸手当

ア 地域手当

3級地の支給割合を「100分の7」に、4級地の支給割合を「100分の6」に、5級地の支給割合を「100分の4」とすること。

イ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,600円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ8,400円、33,750円、11,550円）とすること。

ウ 初任給調整手当

- (7) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額額の限度を417,600円とすること。

- (イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を52,100円とすること。

エ 期末手当及び勤勉手当

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.7125月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6125月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

イ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の総額は、それぞれ任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の88.75を乗じて得た額の総額を超えないこととすること。

第2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等のための改定の内容

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 地域手当

支給地域及び支給割合を次表のとおり改定すること。

区 分	支給地域	支給割合
1 級地	東京都の特別区	100分の20
2 級地	京都市	100分の9.4
3 級地	2 級地以外の府内の地域	100分の 8

(2) 通勤手当

- (ア) 自転車以外の交通の用具を使用することを常例としている職員の交通用具使用者に対する通勤手当について、通勤距離が片道 3 キロメートル以上であるときは、1 キロメートルごとに2,600円に620円を加算した額が66,400円を超えるときは、66,400円とすること。
- (イ) 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000 円を超えない範囲内で1 か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。
- (ウ) 1 か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

第 3 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、第 1 の 1 の (2) のエ及び 2 の (2) については令和 7 年 6 月 1 日から、第 1 の 1 の (1) のイについては令和 8 年 1 月 1 日から、第 2 及び第 3 の 2 については令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。

2 地域手当の支給割合の特例措置

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給地域及び支給割合については、第 2 の 1 (1) の表中

「

3 級地	2 級地以外の府内の地域	100分の 8
------	--------------	---------

」

とあるのは、

「

3 級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、	100分の 8
------	-------------------------------------	---------

」

	乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	
4 級地	2 級地及び 3 級地以外の府内の地域	100分の 7

とすること。

- (2) 令和 9 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日までの間における地域手当の支給地域及び支給割合については、第 2 の 1 (1) の表中

3 級地	2 級地以外の府内の地域	100分の 8
------	--------------	---------

とあるのは、

3 級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の 8
4 級地	2 級地及び 3 級地以外の府内の地域	100分の 8 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

とすること。

別表第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 再任用 短時間勤務 職員以外の職員	1	197,700	244,400	279,000	312,800	335,800	370,400	424,800	476,500	530,400	572,600
	2	198,800	245,700	280,000	314,300	337,700	372,100	426,700	481,900	537,200	579,700
	3	200,000	247,100	281,000	315,700	339,500	373,700	428,600	486,800	542,300	585,700
	4	201,100	248,500	282,000	317,200	341,200	375,300	430,500	491,400	546,600	590,500
	5	202,300	249,900	283,000	318,600	342,900	376,900	432,300	495,500	550,000	594,500
	6	204,000	251,300	284,000	319,700	344,600	378,800	434,100	498,900	553,200	597,500
	7	205,600	252,700	285,000	320,700	346,300	380,300	435,900	501,800	556,200	599,900
	8	207,200	254,200	286,000	321,900	348,000	381,900	437,700	504,400	558,700	601,800
	9	208,700	255,600	287,000	323,100	349,600	383,200	439,300	506,400	560,700	
	10	210,400	256,800	288,000	324,700	351,300	384,800	440,900			
	11	212,000	258,100	289,000	326,400	353,000	386,400	442,400			
	12	213,700	259,400	290,000	328,000	354,600	387,900	443,900			
	13	215,200	260,600	291,000	329,400	356,100	389,900	445,400			
	14	216,900	261,800	292,300	331,000	357,800	391,800	446,700			
	15	218,600	263,000	293,600	332,600	359,400	393,700	448,000			
	16	220,300	264,300	294,800	334,200	360,900	395,500	449,200			
	17	221,500	265,400	296,100	335,600	362,300	397,000	450,400			
	18	223,200	266,500	297,400	337,400	364,000	398,900	451,800			
	19	224,800	267,600	298,600	339,000	365,600	400,600	453,100			
	20	226,300	268,700	299,800	340,600	367,200	402,200	454,300			
	21	227,800	269,600	300,800	342,000	368,400	403,900	455,500			
	22	229,400	270,600	302,000	343,700	369,900	405,300	456,300			
	23	231,000	271,600	303,200	345,400	371,400	406,700	457,100			
	24	232,600	272,600	304,500	347,100	372,900	408,100	457,900			
	25	234,300	273,600	305,900	348,300	374,600	409,600	458,500			
	26	236,000	274,600	306,900	350,200	376,400	410,800	459,100			
	27	237,300	275,400	307,900	351,900	378,100	412,000	459,700			
	28	238,600	276,300	308,900	353,500	379,800	413,000	460,300			
	29	239,900	277,100	310,000	355,000	381,200	414,100	461,100			
	30	241,000	277,900	311,200	356,600	382,500	415,300	461,900			
	31	242,100	278,700	312,300	358,300	383,700	416,400	462,300			
	32	243,200	279,400	313,500	359,900	385,100	417,500	463,000			
	33	244,400	280,100	314,600	361,600	386,200	418,200	463,500			
	34	245,300	280,900	316,000	363,400	387,100	418,900	463,900			
	35	246,200	281,700	317,300	365,200	388,100	419,600	464,300			
	36	247,200	282,300	318,600	367,000	389,200	420,300	464,700			
	37	248,200	283,000	319,800	368,600	390,000	420,900	465,100			
	38	249,100	283,800	321,100	370,000	390,900	421,500	465,400			
	39	250,000	284,500	322,400	371,400	391,800	422,000	465,700			
	40	250,800	285,300	323,700	372,800	392,600	422,400	466,000			
	41	251,600	286,000	325,000	374,300	393,400	422,800	466,300			
	42	252,300	286,700	326,300	375,100	394,200	423,000	466,600			
	43	252,900	287,400	327,600	376,000	395,000	423,300	466,900			
	44	253,500	288,100	328,700	377,000	395,700	423,600	467,200			
	45	254,300	288,800	329,600	377,900	396,400	423,900	467,500			
	46	254,900	289,400	330,900	379,100	397,100	424,200				
	47	255,500	290,100	332,200	380,000	397,800	424,500				
	48	256,100	290,700	333,500	381,000	398,500	424,800				
	49	256,600	291,400	334,600	381,900	399,100	425,000				
	50	257,200	292,000	335,900	382,600	399,700	425,300				
	51	257,800	292,700	337,200	383,300	400,300	425,500				
	52	258,300	293,400	338,400	383,900	401,000	425,800				
	53	258,700	293,900	339,700	384,300	401,400	426,000				
	54	259,100	294,500	340,700	384,900	402,000	426,300				
	55	259,400	295,100	341,800	385,500	402,600	426,600				
	56	259,700	295,900	342,900	386,200	403,100	426,900				
	57	260,000	296,500	343,600	386,500	403,500	427,100				
	58	260,300	297,100	344,500	387,200	404,100	427,400				
	59	260,600	297,700	345,200	387,900	404,700	427,700				
	60	260,900	298,400	346,000	388,600	405,200	427,900				
	61	261,200	299,000	346,800	388,900	405,600	428,100				
	62	261,500	299,600	347,300	389,400	406,100	428,400				
	63	261,800	300,100	347,800	390,000	406,600	428,700				
	64	262,100	300,600	348,500	390,600	407,200	428,900				
	65	262,400	301,100	349,300	390,900	407,500	429,100				

	66	262,700	301,700	350,000	391,500	407,900	429,400				
	67	263,000	302,200	350,700	392,200	408,200	429,700				
	68	263,300	302,800	351,300	392,800	408,600	430,000				
	69	263,600	303,200	351,800	393,200	408,900	430,200				
	70	263,900	303,700	352,400	393,700	409,300	430,500				
	71	264,300	304,200	352,900	394,300	409,600	430,800				
	72	264,600	304,800	353,500	394,800	409,800	431,000				
	73	264,900	305,300	353,800	395,300	410,000	431,200				
	74	265,200	305,800	354,300	395,900	410,300					
	75	265,500	306,100	354,600	396,300	410,600					
	76	265,800	306,400	355,000	396,600	410,800					
	77	266,100	306,600	355,400	397,000	411,000					
	78	266,400	306,900	355,900	397,500	411,300					
	79	266,700	307,100	356,400	397,900	411,600					
	80	267,000	307,400	356,900	398,300	411,800					
	81	267,300	307,600	357,200	398,800	412,000					
	82	267,600	307,800	357,700	399,300	412,300					
	83	267,900	308,100	358,100	399,700	412,600					
	84	268,200	308,300	358,500	400,100	412,800					
	85	268,500	308,600	358,800	400,400	413,000					
	86	268,800	308,800	359,200	400,900						
	87	269,100	309,100	359,600	401,300						
	88	269,400	309,400	360,000	401,700						
	89	269,700	309,700	360,200	402,000						
	90	270,000	310,000	360,600	402,500						
	91	270,300	310,300	361,000	402,900						
	92	270,600	310,600	361,400	403,300						
	93	270,900	310,800	361,600	403,600						
	94		311,000	361,900							
	95		311,300	362,300							
	96		311,700	362,600							
	97		311,900	362,900							
	98		312,200	363,300							
	99		312,500	363,700							
	100		312,900	364,100							
	101		313,100	364,600							
	102		313,400	365,000							
	103		313,700	365,400							
	104		314,000	365,800							
	105		314,200	366,300							
	106		314,500	366,700							
	107		314,800	367,000							
	108		315,100	367,300							
	109		315,300	367,800							
	110		315,600								
	111		316,100								
	112		316,400								
	113		316,600								
	114		316,800								
	115		317,100								
	116		317,500								
	117		317,700								
	118		317,900								
	119		318,200								
	120		318,500								
	121		318,800								
	122		319,000								
	123		319,300								
	124		319,600								
	125		319,900								
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		202,300	230,000	272,100	292,900	308,700	335,100	378,500	413,200	466,900	549,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外の 職員	1	227,800	249,000	272,200	311,200	347,500	369,300	400,600	437,300	484,500
	2	230,200	251,200	274,100	312,200	349,000	371,000	402,300	438,900	490,500
	3	232,600	253,400	276,300	313,100	350,400	372,700	403,900	440,500	495,500
	4	235,100	255,700	278,400	314,000	351,900	374,300	405,600	442,000	499,700
	5	237,400	257,900	280,400	314,600	353,400	375,900	407,100	443,500	503,800
	6	239,800	259,900	281,700	315,300	354,800	377,600	408,700	445,100	507,200
	7	242,200	261,900	283,000	316,000	356,100	379,300	410,400	446,500	510,100
	8	244,500	263,700	284,300	316,700	357,500	380,800	412,000	447,900	512,700
	9	246,700	265,600	285,700	317,300	358,800	382,300	413,500	449,000	514,900
	10	248,800	267,300	287,000	318,000	360,400	383,900	415,100	450,400	
	11	250,900	269,000	288,200	318,700	362,000	385,500	416,700	452,000	
	12	252,900	270,400	289,400	319,300	363,600	387,100	418,300	453,500	
	13	254,900	271,800	290,600	320,000	365,000	388,800	419,900	454,800	
	14	256,900	273,600	291,600	320,700	366,600	390,400	421,900	456,500	
	15	258,900	275,000	292,600	321,300	368,200	392,000	423,900	458,100	
	16	260,500	276,400	294,000	322,100	369,700	393,600	425,900	459,700	
	17	262,100	277,800	295,100	322,800	371,200	395,200	427,400	461,200	
	18	263,600	279,000	296,300	323,600	372,800	396,800	429,100	462,900	
	19	265,200	280,200	297,400	324,600	374,300	398,400	430,800	464,600	
	20	266,700	281,300	298,500	325,400	375,800	400,100	432,500	466,200	
	21	268,200	282,600	299,700	326,400	377,300	401,600	434,100	467,600	
	22	269,700	283,700	300,300	327,600	379,000	403,200	435,600	468,300	
	23	271,200	285,000	300,800	328,900	380,600	404,900	437,100	469,000	
	24	272,700	286,100	301,400	330,200	382,200	406,600	438,500	469,700	
	25	274,200	287,400	301,800	331,400	383,600	408,300	439,700	470,100	
	26	275,500	288,700	302,400	332,900	385,300	410,400	441,300	470,600	
	27	276,700	289,900	302,900	334,200	387,000	412,200	442,800	471,300	
	28	277,900	291,100	303,400	335,200	388,700	414,100	444,200	471,900	
	29	279,100	292,000	303,800	336,100	390,300	415,800	445,700	472,500	
	30	280,200	293,000	304,400	337,400	391,900	417,200	447,000	473,200	
	31	281,300	294,100	304,900	338,500	393,500	418,400	448,200	473,700	
	32	282,400	295,100	305,400	339,600	395,100	419,800	449,400	474,200	
	33	283,700	296,400	306,000	340,700	396,800	420,800	450,400	474,700	
	34	285,100	297,000	306,600	341,900	398,900	421,900	451,200	475,000	
	35	286,300	297,600	307,000	343,100	400,900	422,900	451,900	475,300	
	36	287,600	298,200	307,400	344,100	402,900	423,900	452,600	475,700	
	37	288,500	298,600	307,900	345,200	404,600	425,000	453,100	476,000	
	38	289,500	299,200	308,500	346,400	406,300	426,100	453,500	476,200	
	39	290,600	299,800	309,100	347,700	407,800	427,200	453,900	476,500	
	40	291,700	300,300	309,600	348,900	409,400	428,300	454,200	476,700	
	41	292,900	300,700	310,200	350,000	410,600	429,500	454,500	477,000	
	42	293,500	301,300	310,900	351,100	411,600	430,400	454,800	477,200	
	43	294,100	301,900	311,600	352,300	412,600	431,200	455,100	477,400	
	44	294,600	302,400	312,200	353,500	413,600	431,800	455,400	477,600	
	45	295,000	302,800	312,800	354,600	414,600	432,300	455,600	478,000	
	46	295,600	303,300	313,600	355,900	415,700	433,000	455,900		
	47	296,100	303,800	314,400	357,100	416,800	433,700	456,200		
	48	296,600	304,300	315,100	358,400	417,900	434,300	456,400		
	49	297,000	304,800	316,000	359,600	419,200	435,000	456,700		
	50	297,500	305,300	317,000	360,900	420,100	435,400	457,000		
	51	298,000	306,000	318,000	362,200	420,900	436,000	457,300		
	52	298,500	306,500	319,000	363,500	421,500	436,600	457,600		
	53	299,000	307,100	320,000	364,400	422,000	437,000	457,800		
	54	299,600	307,700	321,100	365,700	422,700	437,400	458,100		
	55	300,000	308,400	322,100	366,900	423,300	437,900	458,300		
	56	300,400	309,000	323,100	368,200	424,000	438,400	458,600		
	57	300,900	309,600	324,100	369,300	424,300	438,900	458,800		
	58	301,400	310,400	325,200	370,600	425,000	439,400	459,100		
	59	301,900	311,200	326,400	372,000	425,700	439,800	459,400		

60	302,300	311,900	327,500	373,400	426,200	440,300	459,600
61	302,800	312,700	328,300	374,700	426,600	440,700	459,800
62	303,200	313,500	329,400	376,200	427,000	441,000	460,100
63	303,700	314,300	330,500	377,700	427,500	441,300	460,400
64	304,100	315,200	331,600	379,200	428,000	441,600	460,700
65	304,600	316,100	332,500	380,400	428,500	441,800	461,000
66	305,100	316,900	333,600	381,800	428,900	442,100	461,300
67	305,600	317,700	334,700	383,100	429,400	442,400	461,600
68	306,000	318,500	335,800	384,500	430,000	442,600	461,900
69	306,500	319,400	336,900	385,600	430,500	442,800	462,100
70	306,900	320,200	338,000	386,800	431,000	443,100	462,400
71	307,300	321,100	339,200	388,000	431,600	443,400	462,700
72	307,800	322,000	340,400	389,300	432,100	443,600	463,000
73	308,300	322,600	341,100	390,600	432,500	443,800	463,200
74	308,800	323,500	342,400	391,800	433,100	444,100	
75	309,400	324,400	343,700	393,000	433,500	444,400	
76	309,800	325,200	345,000	394,100	433,700	444,600	
77	310,300	325,800	346,200	395,200	434,000	444,800	
78	310,800	326,800	347,700	396,400	434,500	445,100	
79	311,400	327,700	349,100	397,500	434,800	445,400	
80	312,000	328,700	350,500	398,800	435,100	445,600	
81	312,500	329,600	351,800	399,900	435,400	445,800	
82	313,000	330,600	353,400	400,500	435,800	446,100	
83	313,700	331,500	354,900	401,000	436,200	446,400	
84	314,300	332,500	356,400	401,500	436,600	446,600	
85	314,900	333,400	357,900	402,100	436,900	446,800	
86	315,500	334,400	359,400	402,700	437,300		
87	316,300	335,400	360,900	403,300	437,700		
88	317,000	336,400	362,300	403,900	438,100		
89	317,700	337,400	363,600	404,200	438,400		
90	318,400	338,700	364,800	404,700	438,800		
91	319,100	339,900	366,000	405,200	439,200		
92	319,800	341,100	367,300	405,700	439,600		
93	320,300	342,300	368,700	406,100	439,900		
94	321,200	343,600	370,200	406,500	440,400		
95	322,100	344,800	371,700	407,000	440,800		
96	322,900	346,000	373,100	407,500	441,200		
97	323,600	347,300	374,400	407,900	441,500		
98	324,500	348,600	375,600	408,400			
99	325,400	349,800	376,700	408,900			
100	326,400	351,000	377,900	409,400			
101	327,300	352,400	379,100	409,700			
102	328,300	353,300	380,200	410,100			
103	329,300	354,300	381,300	410,500			
104	330,200	355,400	382,400	410,800			
105	331,000	356,500	383,600	411,100			
106	331,600	357,700	384,100	411,600			
107	332,200	358,700	384,700	412,100			
108	332,800	359,700	385,300	412,600			
109	333,300	360,900	385,900	412,900			
110	333,800	361,900	386,400	413,400			
111	334,200	362,900	386,800	413,900			
112	334,700	363,800	387,300	414,400			
113	335,500	364,700	387,700	414,700			
114	336,100	365,600	388,100	415,200			
115	336,900	366,500	388,700	415,700			
116	337,500	367,500	389,200	416,200			
117	338,100	368,600	389,600	416,600			
118	338,800	369,000	390,100	417,100			
119	339,500	369,600	390,700	417,500			
120	340,200	370,200	391,200	418,000			
121	340,800	370,500	391,400	418,400			
122	341,100	370,900	391,900	418,900			
123	341,600	371,300	392,400	419,300			
124	342,100	371,700	392,800	419,900			
125	342,400	372,100	393,300	420,300			

	126		372,500	393,800	420,800					
	127		372,900	394,300	421,200					
	128		373,300	394,800	421,700					
	129		373,700	395,100	422,100					
	130		374,100	395,600	422,600					
	131		374,500	396,100	423,000					
	132		374,900	396,600	423,500					
	133		375,100	396,900	423,900					
	134		375,600	397,400						
	135		375,900	397,800						
	136		376,200	398,200						
	137		376,500	398,500						
	138		376,900	399,000						
	139		377,400	399,500						
	140		377,900	400,000						
	141		378,300	400,300						
	142		378,800							
	143		379,300							
	144		379,800							
	145		380,100							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		257,900	270,100	274,700	307,600	325,000	339,800	364,200	400,900	434,100

備考 この表は、警察に勤務する職員のうちで警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	215,000	262,300	335,700	393,200	469,200
	2	217,400	263,700	337,600	394,700	471,000
	3	219,700	265,200	339,400	396,100	472,900
	4	222,000	266,600	341,100	397,500	474,700
	5	224,300	268,000	342,700	399,000	476,400
	6	226,600	269,200	344,600	400,400	478,100
	7	228,800	270,400	346,500	401,900	480,000
	8	231,000	271,600	348,400	403,300	481,900
	9	233,300	272,900	350,200	404,600	483,600
	10	235,500	274,000	352,200	406,000	485,200
	11	237,700	275,200	354,000	407,500	486,800
	12	239,900	276,400	355,700	409,000	488,300
	13	242,100	277,700	357,500	410,400	489,800
	14	244,300	279,400	359,200	411,900	491,100
	15	246,400	281,100	360,700	413,400	492,600
	16	248,500	282,800	362,300	414,900	493,900
	17	250,600	284,500	363,900	416,300	495,100
	18	252,400	286,600	365,200	417,900	495,700
	19	254,200	288,800	366,400	419,600	496,300
	20	255,900	291,000	367,500	421,100	497,000
	21	257,600	293,200	368,900	422,300	497,600
	22	258,900	295,500	370,500	423,700	498,200
	23	260,200	297,700	372,100	425,100	498,800
	24	261,400	299,800	373,600	426,400	499,500
	25	262,600	301,800	375,000	428,000	500,100
	26	263,800	303,700	376,600	429,400	500,700
	27	265,100	305,700	378,200	430,800	501,300
	28	266,300	307,500	379,700	432,200	502,000
	29	267,400	309,300	381,200	433,600	502,700
	30	268,400	311,200	382,800	434,900	503,300
	31	269,500	313,000	384,400	436,400	503,900
	32	270,500	314,700	385,900	437,900	504,600
	33	271,600	316,500	387,400	439,500	505,200
	34	272,700	318,300	389,100	441,000	
	35	273,900	320,000	390,600	442,600	
	36	275,300	321,600	392,100	444,100	
	37	276,500	323,200	393,600	445,800	
	38	277,600	324,900	395,100	447,300	
	39	278,800	326,800	396,600	448,900	
	40	279,900	328,500	398,000	450,600	
	41	281,200	329,800	399,400	452,100	
	42	282,200	331,700	400,900	453,600	
	43	283,200	333,500	402,300	454,800	
	44	284,100	335,200	403,700	456,000	
	45	284,700	336,900	405,200	457,200	
	46	285,600	338,800	406,800	458,500	
	47	286,400	340,500	408,400	459,700	
	48	287,200	342,200	409,900	461,000	
	49	287,900	343,900	411,100	462,100	
	50	288,700	345,600	412,500	463,300	
	51	289,400	347,400	413,900	464,500	
	52	290,200	349,100	415,200	465,700	
	53	291,000	350,800	416,400	466,900	
	54	291,800	352,100	417,600	468,100	
	55	292,500	353,400	418,900	469,300	
	56	293,300	354,700	420,300	470,500	

57	294,000	356,200	421,600	471,700
58	294,600	357,900	422,900	472,300
59	295,500	359,400	424,300	472,800
60	296,300	361,000	425,500	473,300
61	297,000	362,400	426,700	473,800
62	297,600	364,000	428,100	474,400
63	298,400	365,600	429,500	474,900
64	299,000	367,000	430,900	475,400
65	300,000	368,600	432,100	475,900
66	300,800	370,200	433,300	476,500
67	301,500	371,800	434,600	477,000
68	302,200	373,300	436,000	477,500
69	302,800	374,800	437,300	478,000
70	303,500	376,400	438,500	478,600
71	304,200	377,900	439,500	479,100
72	304,900	379,500	440,800	479,600
73	305,700	381,000	442,000	480,100
74	306,400	382,600	443,100	
75	307,100	384,200	444,300	
76	307,600	385,700	445,300	
77	308,200	387,100	446,400	
78	308,800	388,600	447,400	
79	309,500	390,000	448,400	
80	310,100	391,300	449,400	
81	310,600	392,600	450,300	
82	311,200	394,000	451,200	
83	311,900	395,300	452,000	
84	312,600	396,600	452,800	
85	313,200	397,700	453,500	
86	314,000	399,200	453,900	
87	314,700	400,500	454,300	
88	315,300	401,800	454,700	
89	316,100	403,000	455,100	
90	316,900	404,300	455,400	
91	317,700	405,400	455,700	
92	318,500	406,600	455,900	
93	319,000	407,800	456,200	
94	319,800	408,900	456,500	
95	320,600	410,200	456,800	
96	321,400	411,400	457,000	
97	322,000	412,800	457,200	
98	322,700	413,800	457,500	
99	323,500	414,800	457,800	
100	324,200	415,800	458,000	
101	325,000	416,700	458,200	
102	325,800	417,700	458,500	
103	326,800	418,800	458,800	
104	327,600	420,000	459,000	
105	328,200	420,700	459,200	
106	329,000	421,600		
107	329,800	422,500		
108	330,600	423,400		
109	331,300	424,200		
110	331,700	425,000		
111	332,000	425,800		
112	332,500	426,600		
113	333,000	427,200		
114	333,400	427,900		
115	333,800	428,600		
116	334,200	429,300		
117	334,700	430,000		
118	335,200	430,500		
119	335,600	430,800		
120	336,100	431,100		

	121	336,700	431,400			
	122	337,100	431,700			
	123	337,500	432,000			
	124	338,000	432,200			
	125	338,500	432,400			
	126	338,800	432,700			
	127	339,100	433,000			
	128	339,400	433,200			
	129	339,600	433,400			
	130	339,900	433,700			
	131	340,200	434,000			
	132	340,400	434,200			
	133	340,600	434,400			
	134	340,800	434,700			
	135	341,000	435,000			
	136	341,300	435,200			
	137	341,600	435,400			
	138	341,800	435,700			
	139	342,100	436,000			
	140	342,400	436,200			
	141	342,600	436,400			
	142	342,800	436,700			
	143	343,100	437,000			
	144	343,300	437,200			
	145	343,600	437,400			
	146	343,800				
	147	344,100				
	148	344,400				
	149	344,600				
	150	344,800				
	151	345,100				
	152	345,400				
	153	345,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		249,600	291,700	322,200	351,600	440,300

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員		円	円	円	円	円
	1	215,000	236,300	335,700	365,400	452,500
	2	217,400	238,700	337,600	366,900	453,800
	3	219,700	241,100	339,400	368,500	455,000
	4	222,000	243,700	341,100	369,900	456,300
	5	224,300	246,100	342,700	371,300	457,400
	6	226,600	248,500	344,600	372,600	458,500
	7	228,800	250,900	346,500	373,900	459,700
	8	231,000	253,400	348,400	375,300	461,000
	9	233,300	255,900	350,200	376,700	462,300
	10	235,500	257,500	352,200	378,100	463,500
	11	237,700	259,100	354,000	379,400	464,600
	12	239,900	260,700	355,700	380,600	465,700
	13	242,100	262,300	357,500	381,800	466,900
	14	244,300	263,700	359,200	383,100	467,700
	15	246,400	265,200	360,700	384,300	468,500
	16	248,500	266,600	362,300	385,500	469,400
	17	250,600	268,000	363,900	386,500	470,300
	18	252,400	269,200	365,200	387,700	470,700
	19	254,200	270,400	366,400	389,000	471,300
	20	255,900	271,600	367,500	390,100	471,800
	21	257,600	272,900	368,900	391,100	472,300
	22	258,900	274,000	370,300	392,300	472,700
	23	260,200	275,200	371,700	393,500	473,200
	24	261,400	276,400	373,000	394,600	473,700
	25	262,600	277,700	374,200	395,600	474,200
	26	263,700	279,400	375,600	396,800	474,600
	27	264,900	281,100	376,900	397,900	475,100
	28	266,000	282,800	378,300	399,100	475,600
	29	267,200	284,500	379,500	400,200	476,100
	30	268,300	286,600	380,900	401,400	476,500
	31	269,400	288,800	382,200	402,600	477,000
	32	270,400	291,000	383,500	403,700	477,500
	33	271,500	293,200	384,800	404,700	478,000
	34	272,500	295,500	386,000	405,800	
	35	273,500	297,700	387,100	407,000	
	36	274,700	299,800	388,300	408,200	
	37	275,900	301,800	389,600	409,500	
	38	276,800	303,700	390,800	410,800	
	39	277,800	305,700	392,000	411,900	
	40	278,900	307,500	393,100	413,100	
	41	280,100	309,300	394,200	414,200	
	42	281,200	311,200	395,400	415,500	
	43	282,300	313,000	396,600	416,500	
	44	283,400	314,700	397,700	417,600	
	45	284,300	316,500	398,900	418,800	
	46	285,200	318,300	400,200	420,100	
	47	286,000	320,000	401,400	421,300	
	48	286,800	321,600	402,500	422,500	
	49	287,400	323,200	403,400	423,600	
	50	288,200	324,900	404,600	424,600	
	51	288,900	326,800	405,600	425,900	
	52	289,600	328,500	406,700	427,100	
	53	290,400	329,800	407,500	428,300	
	54	291,200	331,700	408,600	429,400	
	55	291,800	333,500	409,700	430,600	
	56	292,500	335,200	410,700	431,700	
	57	293,200	336,900	411,800	432,700	

58	294,000	338,800	412,800	433,900
59	294,800	340,500	413,900	435,100
60	295,500	342,200	415,000	436,300
61	296,100	343,900	416,000	436,900
62	296,800	345,600	417,100	437,700
63	297,500	347,400	418,200	438,400
64	298,000	349,100	419,200	438,900
65	298,700	350,800	420,200	439,200
66	299,400	352,100	421,100	439,500
67	300,000	353,400	422,100	439,900
68	300,600	354,700	423,100	440,400
69	301,300	356,200	423,900	440,700
70	302,000	357,800	424,700	441,100
71	302,600	359,300	425,400	441,400
72	303,300	360,800	426,200	441,700
73	303,800	362,100	426,900	442,000
74	304,400	363,600	427,500	442,300
75	305,100	365,100	428,200	442,600
76	305,700	366,500	428,900	442,900
77	306,300	368,000	429,500	443,100
78	306,900	369,500	430,300	443,400
79	307,500	371,000	430,800	443,700
80	308,100	372,500	431,400	443,900
81	308,600	373,800	431,800	444,100
82	309,100	375,100	432,200	444,400
83	309,700	376,400	432,500	444,700
84	310,300	377,600	432,700	444,900
85	310,700	378,900	432,900	445,100
86	311,100	380,100	433,200	445,400
87	311,600	381,200	433,500	445,700
88	312,100	382,300	433,700	445,900
89	312,500	383,300	433,900	446,100
90	313,000	384,400	434,200	446,400
91	313,400	385,500	434,500	446,700
92	313,900	386,600	434,700	446,900
93	314,200	387,700	434,900	447,100
94	314,700	388,900	435,200	
95	315,200	389,900	435,500	
96	315,600	391,000	435,700	
97	316,000	392,000	435,900	
98	316,400	393,000	436,200	
99	316,800	393,900	436,500	
100	317,200	394,800	436,700	
101	317,600	395,600	436,900	
102	317,900	396,600	437,200	
103	318,200	397,400	437,500	
104	318,500	398,300	437,700	
105	318,700	399,200	437,900	
106	319,000	400,100		
107	319,300	401,000		
108	319,500	401,900		
109	319,700	402,700		
110	319,900	403,700		
111	320,200	404,600		
112	320,500	405,500		
113	320,700	406,100		
114	320,900	407,000		
115	321,100	407,900		
116	321,400	408,800		
117	321,700	409,700		
118	321,900	410,400		
119	322,200	411,200		
120	322,500	412,000		
121	322,700	412,600		

	122	322,900	413,300			
	123	323,100	414,000			
	124	323,400	414,600			
	125	323,700	415,200			
	126		415,900			
	127		416,400			
	128		417,000			
	129		417,600			
	130		418,200			
	131		418,700			
	132		419,200			
	133		419,600			
	134		419,900			
	135		420,100			
	136		420,400			
	137		420,700			
	138		421,000			
	139		421,300			
	140		421,600			
	141		421,900			
	142		422,200			
	143		422,500			
	144		422,800			
	145		423,000			
	146		423,300			
	147		423,600			
	148		423,800			
	149		424,000			
	150		424,300			
	151		424,600			
	152		424,800			
	153		425,000			
	154		425,300			
	155		425,600			
	156		425,800			
	157		426,000			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		240,700	288,600	317,400	344,900	429,700

備考 1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定 年	1	305,600	415,600	470,300	566,200
前 再	2	307,900	418,300	472,300	572,300
任 用	3	310,200	420,900	474,200	577,400
短 時	4	312,400	423,300	476,100	582,100
間 勤	5	314,500	425,600	477,500	586,400
務 職	6	318,000	427,800	479,200	590,700
員 以	7	321,500	429,800	481,000	594,100
外 の	8	324,900	431,900	482,800	597,000
職 員	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	

	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	203,000	242,100	277,100	296,200	329,500	375,900	431,400
	2	205,100	243,500	277,900	297,000	330,900	377,600	433,300
	3	207,200	244,800	278,600	297,700	332,300	379,300	435,300
	4	209,300	246,100	279,400	298,400	333,700	380,900	437,100
	5	211,300	247,300	280,200	299,100	335,100	382,400	438,900
	6	213,400	248,400	281,000	299,800	336,800	384,000	440,600
	7	215,400	249,400	281,800	300,500	338,300	385,600	442,200
	8	217,200	250,300	282,500	301,200	339,800	387,200	443,700
	9	219,000	251,400	283,200	302,000	341,200	388,900	445,200
	10	220,900	252,500	284,000	302,700	342,800	390,900	446,500
	11	222,900	253,600	284,900	303,500	344,300	392,900	447,800
	12	225,000	254,900	285,700	304,100	345,800	394,900	449,100
	13	226,700	256,100	286,500	304,700	347,300	396,300	450,400
	14	228,700	257,300	287,300	305,900	348,900	398,000	451,700
	15	230,900	258,500	288,000	307,000	350,400	399,800	452,900
	16	233,100	259,600	288,800	308,200	351,900	401,500	454,000
	17	235,200	260,600	289,600	309,300	353,400	403,200	455,200
	18	236,300	261,600	290,400	310,500	355,000	404,700	456,300
	19	237,300	262,700	291,200	311,600	356,600	406,200	457,500
	20	238,400	263,700	291,900	312,800	358,200	407,700	458,700
	21	239,500	264,900	292,700	314,000	359,500	409,000	459,800
	22	240,300	265,800	293,600	315,200	361,000	410,400	460,600
	23	241,200	266,600	294,500	316,500	362,500	411,700	461,100
	24	242,000	267,400	295,300	317,600	364,000	412,800	461,800
	25	242,900	268,200	296,000	318,800	365,400	413,900	462,300
	26	243,900	269,000	296,900	320,000	366,900	415,000	462,700
	27	244,800	269,800	297,800	321,100	368,500	416,100	463,100
	28	245,700	270,600	298,500	322,300	369,900	417,200	463,500
	29	246,500	271,300	299,300	323,500	371,300	418,000	463,900
	30	247,300	272,100	300,300	324,700	372,900	418,800	464,300
	31	248,000	272,900	301,200	325,900	374,300	419,600	464,600
	32	248,800	273,700	302,200	327,200	375,800	420,400	464,900
	33	249,500	274,600	303,200	328,300	377,000	420,800	465,200
	34	250,100	275,400	304,300	329,400	378,200	421,400	465,500
	35	250,800	276,000	305,300	330,600	379,400	421,900	465,800
	36	251,500	276,800	306,300	331,800	380,500	422,300	466,100
	37	252,200	277,700	307,300	333,000	381,500	422,700	466,400
	38	252,800	278,500	308,300	334,200	382,300	422,900	466,700
	39	253,400	279,300	309,300	335,500	383,200	423,200	467,000
	40	254,100	280,000	310,300	336,800	384,300	423,500	467,300
	41	254,700	280,700	311,200	337,700	385,300	423,800	467,600
	42	255,300	281,500	312,400	338,900	386,300	424,100	467,900
	43	255,900	282,300	313,500	340,100	387,300	424,400	468,200
	44	256,400	283,000	314,600	341,300	388,200	424,700	468,500
	45	256,800	283,700	315,600	342,200	389,100	424,900	468,800
	46	257,400	284,500	316,800	343,200	389,900	425,200	
	47	257,800	285,400	317,900	344,200	390,800	425,500	
	48	258,200	286,100	318,900	345,100	391,600	425,800	
	49	258,600	286,800	320,000	346,000	392,100	426,000	
	50	259,100	287,500	321,000	347,000	392,900	426,200	
	51	259,600	288,100	322,100	348,000	393,700	426,500	
	52	260,100	288,800	323,200	348,900	394,500	426,800	
	53	260,400	289,500	324,200	349,400	394,900	427,000	
	54	260,700	290,100	325,200	350,300	395,600	427,200	
	55	261,000	290,800	326,300	351,000	396,300	427,500	
	56	261,300	291,400	327,300	351,900	396,900	427,800	
	57	261,600	292,100	328,200	352,600	397,300	428,000	
	58	261,900	292,800	329,200	352,900	397,800		
	59	262,200	293,500	330,200	353,300	398,400		
	60	262,500	294,100	331,100	353,900	399,100		
	61	262,800	294,600	332,000	354,500	399,500		
	62	263,100	295,300	332,700	355,200	400,000		
	63	263,400	296,000	333,400	355,900	400,500		

	64	263,700	296,600	334,000	356,500	401,000		
	65	264,000	297,100	334,600	357,200	401,600		
	66	264,400	297,700	335,300	357,800	402,100		
	67	264,700	298,400	335,900	358,400	402,700		
	68	265,000	299,000	336,500	359,000	403,300		
	69	265,300	299,600	337,200	359,300	403,800		
	70	265,600	300,200	337,400	359,800	404,300		
	71	265,900	300,800	337,800	360,200	404,700		
	72	266,100	301,400	338,300	360,700	405,100		
	73	266,300	302,000	338,900	361,200	405,400		
	74	266,600	302,500	339,400	361,700	405,900		
	75	266,900	302,900	339,900	362,200	406,300		
	76	267,100	303,300	340,300	362,600	406,700		
	77	267,300	303,600	340,900	362,900	407,100		
	78	267,600	303,900	341,400	363,200	407,600		
	79	267,900	304,100	341,800	363,400	408,000		
	80	268,100	304,400	342,300	363,700	408,400		
	81	268,300	304,700	342,800	364,200	408,800		
	82	268,600	304,900	343,100	364,500	409,400		
	83	268,900	305,200	343,300	364,800	409,800		
	84	269,100	305,600	343,600	365,100	410,200		
	85	269,300	305,800	344,000	365,500	410,600		
	86		306,000	344,400	365,800	411,100		
	87		306,200	344,700	366,100	411,500		
	88		306,400	345,000	366,400	411,900		
	89		306,800	345,300	366,800	412,300		
	90		307,000	345,500	367,100			
	91		307,200	345,900	367,300			
	92		307,400	346,200	367,600			
	93		307,800	346,400	368,000			
	94		308,000	346,700	368,400			
	95		308,200	347,100	368,800			
	96		308,500	347,300	369,200			
	97		308,800	347,500	369,700			
	98		309,000	347,800	370,100			
	99		309,200	348,100	370,500			
	100		309,500	348,300	370,900			
	101		309,800	348,500	371,400			
	102		310,000	348,700				
	103		310,200	349,100				
	104		310,500	349,300				
	105		310,800	349,500				
	106			349,800				
	107			350,200				
	108			350,600				
	109			350,800				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		203,300	230,100	259,800	273,900	300,700	343,300	387,100

備考 この表は、病院、保健所その他の人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	223,900	257,200	296,800	310,300	334,000	377,000
	2	225,800	259,300	297,300	310,800	335,000	378,800
	3	227,600	261,500	297,800	311,300	336,000	380,500
	4	229,300	263,700	298,300	311,800	337,000	382,200
	5	231,000	266,000	298,700	312,300	338,000	384,000
	6	232,900	267,000	299,200	312,800	339,200	386,000
	7	234,800	267,800	299,700	313,400	340,400	388,000
	8	236,500	268,700	300,100	313,800	341,600	390,100
	9	238,200	269,500	300,500	314,300	342,500	391,800
	10	240,100	270,600	301,000	314,800	343,700	393,900
	11	242,000	271,700	301,500	315,400	344,800	396,000
	12	244,000	272,600	302,000	316,000	345,900	398,000
	13	245,800	273,400	302,400	316,400	347,000	400,000
	14	247,800	274,100	302,900	317,000	348,100	401,600
	15	249,800	274,900	303,300	317,700	349,200	403,400
	16	251,800	275,700	303,800	318,300	350,300	405,200
	17	253,900	276,800	304,300	318,900	351,400	406,900
	18	255,900	277,700	304,700	319,800	352,500	408,600
	19	258,000	278,600	305,200	320,600	353,600	410,700
	20	260,000	279,500	305,700	321,500	354,700	412,400
	21	261,900	280,500	306,200	322,300	355,800	414,100
	22	263,100	281,500	306,600	323,200	357,000	415,800
	23	264,300	282,400	307,100	324,100	358,200	417,600
	24	265,400	283,400	307,500	324,900	359,300	419,500
	25	266,500	284,200	308,000	325,700	360,300	421,100
	26	267,300	285,200	308,600	326,600	361,600	422,800
	27	268,200	286,100	309,300	327,500	362,900	424,600
	28	269,000	287,000	310,000	328,400	364,200	426,400
	29	269,800	288,000	310,700	329,100	365,400	427,900
	30	270,500	288,700	311,400	330,200	366,900	429,400
	31	271,200	289,400	312,100	331,300	368,500	431,000
	32	271,900	290,100	312,900	332,300	370,000	432,300
	33	272,700	290,700	313,600	333,400	371,200	433,500
	34	273,300	291,300	314,400	334,400	372,700	434,600
	35	273,900	291,800	315,100	335,500	374,100	435,800
	36	274,500	292,200	315,800	336,700	375,500	437,000
	37	275,100	292,600	316,600	337,800	376,900	438,300
	38	275,800	293,200	317,400	338,900	377,900	439,400
	39	276,500	293,700	318,200	340,000	379,400	440,700
	40	277,200	294,100	319,000	341,100	380,700	441,900
	41	277,900	294,500	319,600	341,900	382,000	443,100
	42	278,500	295,000	320,500	343,000	383,400	444,100
	43	279,200	295,500	321,500	344,100	384,700	445,200
	44	279,800	296,000	322,400	345,100	386,000	446,300
	45	280,600	296,500	323,200	346,000	387,500	447,300
	46	281,300	296,900	324,200	347,000	388,800	447,800
	47	282,000	297,400	325,200	348,000	389,900	448,300
	48	282,600	297,800	326,100	349,000	391,100	448,700
	49	283,100	298,300	327,100	350,200	392,200	449,300
	50	283,600	298,700	328,000	351,500	393,100	449,800
	51	284,000	299,200	329,000	352,700	394,100	450,200
	52	284,400	299,700	330,000	353,900	395,000	450,800
	53	284,700	300,100	330,800	354,800	395,600	451,300
	54	285,300	300,500	331,700	356,000	396,400	451,700
	55	285,700	301,000	332,700	357,100	397,200	452,000
	56	286,100	301,400	333,600	358,500	398,000	452,300
	57	286,500	301,900	334,500	359,500	398,800	452,700
	58	286,900	302,600	335,400	360,400	399,500	
	59	287,200	303,300	336,400	361,500	400,200	
	60	287,500	304,000	337,400	362,700	400,800	
	61	287,900	304,700	338,300	363,800	401,400	
	62	288,300	305,700	339,400	365,000	402,000	
	63	288,700	306,600	340,600	366,200	402,700	

64	289,000	307,300	341,800	367,200	403,300
65	289,300	308,000	342,500	368,300	404,000
66	289,700	308,900	343,600	369,300	404,500
67	290,100	309,700	344,700	370,400	405,100
68	290,400	310,500	345,600	371,500	405,600
69	290,800	311,200	346,700	372,300	406,000
70	291,300	312,100	347,500	373,400	406,600
71	291,700	313,000	348,600	374,500	407,000
72	292,000	313,800	349,700	375,500	407,300
73	292,400	314,700	350,800	376,200	407,600
74	292,900	315,500	352,000	377,000	408,100
75	293,400	316,500	353,100	377,800	408,500
76	293,900	317,400	354,200	378,600	408,800
77	294,400	318,200	355,300	379,200	409,200
78	294,900	319,100	356,400	379,700	409,700
79	295,600	320,100	357,500	380,200	410,200
80	296,000	321,000	358,600	380,700	410,600
81	296,500	321,500	359,500	381,300	410,900
82	296,900	322,300	360,500	381,800	411,300
83	297,400	323,200	361,400	382,300	411,800
84	297,900	324,000	362,400	382,800	412,200
85	298,300	324,800	363,300	383,200	412,600
86	298,700	325,700	364,100	383,600	413,000
87	299,200	326,800	364,900	384,200	413,500
88	299,700	327,800	365,700	384,700	413,900
89	300,100	328,700	366,300	385,000	414,300
90	300,600	329,700	366,900	385,500	414,700
91	301,100	330,700	367,500	385,800	415,200
92	301,600	331,700	368,200	386,100	415,600
93	302,100	332,500	368,600	386,700	416,000
94	302,500	333,200	369,000	387,200	
95	303,000	333,900	369,500	387,700	
96	303,600	334,500	369,900	388,200	
97	304,200	335,000	370,400	388,900	
98	304,700	335,300	370,800	389,400	
99	305,200	335,800	371,300	389,900	
100	305,800	336,400	371,700	390,300	
101	306,200	336,900	372,000	390,900	
102	306,700	337,400	372,500	391,400	
103	307,100	338,000	372,800	391,900	
104	307,500	338,500	373,100	392,400	
105	307,900	338,900	373,500	393,000	
106	308,300	339,400	374,000	393,400	
107	308,700	339,900	374,500	393,900	
108	309,000	340,400	375,000	394,400	
109	309,200	340,800	375,500	395,000	
110	309,500	341,100	376,000		
111	309,700	341,400	376,500		
112	310,000	341,700	376,900		
113	310,300	342,000	377,300		
114	310,500	342,400	377,700		
115	310,800	342,700	378,300		
116	311,000	343,000	378,800		
117	311,300	343,200	379,200		
118	311,500	343,500	379,700		
119	311,800	343,800	380,200		
120	312,100	344,000	380,700		
121	312,400	344,200	381,000		
122	312,700	344,500			
123	313,000	344,800			
124	313,300	345,100			
125	313,500	345,300			
126	313,700	345,600			
127	314,000	345,900			
128	314,400	346,100			
129	314,600	346,300			
130	314,900	346,500			
131	315,200	346,800			
132	315,600	347,100			
133	315,800	347,400			

	134	316,200	347,800				
	135	316,500	348,200				
	136	316,800	348,600				
	137	317,000	348,900				
	138	317,300	349,300				
	139	317,600	349,700				
	140	317,900	350,100				
	141	318,100	350,400				
	142	318,400	350,800				
	143	318,800	351,100				
	144	319,100	351,500				
	145	319,300	351,800				
	146	319,500	352,200				
	147	319,800	352,600				
	148	320,100	353,000				
	149	320,300	353,300				
	150	320,500	353,700				
	151	320,800	354,100				
	152	321,100	354,500				
	153	321,500	354,800				
	154	321,700					
	155	321,900					
	156	322,200					
	157	322,500					
	158	322,800					
	159	323,100					
	160	323,400					
	161	323,800					
	162	324,100					
	163	324,400					
	164	324,700					
	165	325,100					
	166	325,400					
	167	325,700					
	168	326,000					
	169	326,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		251,200	272,300	280,000	290,900	308,100	347,000

備考 この表は、病院に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員		円	円	円	円	円
	1	198,100	249,200	342,200	392,300	464,600
	2	199,200	253,500	344,200	393,700	474,900
	3	200,400	256,400	346,200	395,100	484,700
	4	201,500	259,100	348,200	396,500	494,700
	5	202,700	261,700	350,000	397,900	504,700
	6	204,900	263,400	352,000	399,400	514,800
	7	207,000	265,000	353,900	400,700	523,600
	8	209,100	266,500	355,800	402,100	531,500
	9	211,200	268,000	357,600	403,500	539,400
	10	213,300	270,000	359,200	405,000	546,600
	11	215,300	271,900	360,700	406,400	551,900
	12	217,300	273,800	362,300	407,800	556,500
	13	219,300	275,900	363,900	409,200	559,500
	14	221,200	278,100	364,900	410,700	561,500
	15	223,200	280,300	365,900	412,200	
	16	225,000	282,500	366,800	413,700	
	17	226,700	284,600	368,000	415,200	
	18	228,500	287,000	369,200	416,800	
	19	230,300	289,300	370,400	418,400	
	20	232,100	291,700	371,600	420,200	
	21	234,000	294,000	372,800	421,400	
	22	235,800	296,200	373,900	422,800	
	23	237,500	298,300	374,900	424,200	
	24	239,200	300,300	375,900	425,500	
	25	240,900	302,300	377,000	426,800	
	26	243,000	304,200	378,100	428,100	
	27	245,000	306,200	379,000	429,600	
	28	246,900	308,100	380,000	431,200	
	29	248,800	310,000	380,900	432,400	
	30	249,900	311,500	381,700	433,600	
	31	251,000	313,000	382,500	435,200	
	32	252,100	314,500	383,300	436,700	
	33	253,500	316,100	384,000	438,000	
	34	254,900	317,600	384,700	439,400	
	35	256,300	319,100	385,500	440,900	
	36	257,700	320,500	386,300	442,300	
	37	259,100	321,900	387,000	443,700	
	38	260,600	322,800	387,700	445,100	
	39	262,100	323,700	388,600	446,500	
	40	263,700	324,500	389,400	447,900	
	41	265,200	325,200	390,200	449,000	
	42	266,500	325,700	391,400	450,300	
	43	267,900	326,300	392,600	451,800	
	44	269,300	326,700	393,800	453,100	
	45	270,800	327,100	394,500	453,900	
	46	272,100	327,600	395,500	454,700	
	47	273,300	328,100	396,300	455,600	
	48	274,600	328,500	397,000	456,500	
	49	275,800	328,900	397,700	457,300	
	50	276,900	329,300	398,400	458,100	
	51	278,000	329,600	399,100	458,700	
	52	279,100	330,100	399,700	459,500	
	53	280,100	330,500	400,300	459,900	
	54	281,200	330,900	401,000	460,500	
	55	282,200	331,300	401,800	461,100	
	56	283,200	331,600	402,600	461,600	
	57	284,200	332,000	403,200	462,100	
	58	285,000	332,300	404,000		
	59	285,500	332,700	404,700		
	60	286,100	333,000	405,400		
	61	286,700	333,400	406,000		
	62	287,300	333,900	406,700		
	63	287,900	334,500	407,300		
	64	288,400	335,000	408,000		

	65	289,000	335,400	408,700		
	66	289,500	336,000	409,400		
	67	290,100	336,500	410,000		
	68	290,600	337,200	410,700		
	69	291,200	337,700	411,400		
	70	291,900	338,200	411,900		
	71	292,500	338,700	412,500		
	72	293,100	339,300	413,100		
	73	293,700	339,800	413,600		
	74	294,300	340,500	414,200		
	75	294,900	341,200	414,800		
	76	295,700	341,900	415,300		
	77	296,300	342,500	415,800		
	78	297,000	343,100	416,300		
	79	297,700	343,800	416,800		
	80	298,200	344,500	417,500		
	81	298,800	345,200	417,900		
	82	299,400	345,900	418,400		
	83	300,100	346,500	418,900		
	84	300,700	347,200	419,700		
	85	301,200	347,700	420,100		
	86	301,800	348,200	420,600		
	87	302,500	348,600	421,100		
	88	303,100	349,000	421,800		
	89	303,600	349,300	422,200		
	90	304,200	349,800	422,700		
	91	304,900	350,100	423,200		
	92	305,600	350,500	423,900		
	93	306,200	350,800	424,300		
	94	306,800	351,100			
	95	307,400	351,500			
	96	308,000	351,900			
	97	308,300	352,400			
	98	308,800	352,900			
	99	309,400	353,400			
	100	309,900	353,900			
	101	310,300	354,400			
	102	310,700	354,900			
	103	311,000	355,300			
	104	311,400	355,800			
	105	311,800	356,200			
	106	312,200	356,600			
	107	312,600	357,100			
	108	312,900	357,600			
	109	313,100	358,100			
	110	313,500	358,500			
	111	313,800	358,900			
	112	314,000	359,300			
	113	314,300	359,800			
	114	314,600	360,200			
	115	314,900	360,600			
	116	315,200	361,000			
	117	315,400	361,500			
	118	315,700	361,900			
	119	316,000	362,300			
	120	316,300	362,700			
	121	316,600	363,100			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		232,400	276,100	302,100	346,300	407,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

指定職給料表

号給	給料月額
	円
1	743,000
2	802,000
3	860,000
4	942,000
5	1,016,000
6	1,089,000
7	1,164,000
8	1,236,000

備考 この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

別表第2

第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	432,000
2	496,000
3	561,000
4	648,000
5	753,000
6	859,000

第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	361,000
2	399,000
3	428,000

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	409,000
2	459,000
3	513,000
4	580,000
5	661,000
6	772,000
7	902,000

説 明 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和7年職員給与実態調査の概要	資-1
第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況	資-2
第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	資-5
第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	資-6
第4表 職員の給料表別平均給与月額	資-7
第5表 職員の給料表別、学歴別及び年齢別の人員分布並びに平均給料月額	資-8
第6表 職員の扶養手当の支給状況	
その1 給料表別扶養親族数	資-21
その2 扶養親族数別職員数	資-21
第7表 職員の地域手当の支給状況	資-22
第8表 職員の住居手当の支給状況	資-23
第9表 職員の特地勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況	資-24
第10表 職員の管理職手当の支給状況	資-25
第11表 職員の通勤手当の支給状況	資-26
第12表 再任用職員の適用給料表別人員	資-27

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	資-28
第13表 職種別民間給与実態調査の対象	
その1 産業別、企業規模別調査事業所数	資-29
その2 産業別調査従業員数	資-29
第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	資-30
第15表 民間における初任給の改定状況	資-30
第16表 民間におけるベース改定の状況	資-31
第17表 民間における定期昇給の実施状況	資-31
第18表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等	
その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）	資-32
その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）	資-35
第19表 民間における通勤手当の支給状況	
その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況	資-36
その2 距離段階別定額制における支給月額	資-36
その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況	資-36
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	資-37
第21表 民間における定年制の状況	資-37
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	資-37
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	資-37

3 生計費関係資料

令和7年4月の標準生計費算定方法の概要	資-38
第24表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費	資-38

4 労働経済関係資料

第25表 労働経済指標	資-39
-------------	------

参 考（国家公務員の給与等）

令和7年 人事院勧告・報告の概要	資-40
------------------	------

1 職員給与関係資料

令和7年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員（府費負担教職員を含む。）の給与を検討するため、令和7年4月1日現在における府の一般職の職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査対象

令和7年4月1日現在に在職する職員（同日付け退職者を除く。）で職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の給料表の適用を受ける職員、企業職員及び現業職員。ただし、臨時的任用職員、派遣職員、定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与等に関する条例」附則第14項により給料月額が決定される職員等を除く。

(3) 調査項目

職員の給与額、学歴、年齢、経験年数、性別等を調査した。なお、休職等により給与を減額されている場合においては、その者が本来受けるべき給与の月額によることとした。

(4) 調査方法等

原則として、給与支払事務に使用された令和7年4月分の電算マスターデータを用いて集計した。

第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況

1 人員、平均年齢、平均経験年数

職 員 数	平 均 年 齢	平均経験年数
4,304人	39.6歳	17.3年

注) 公民給与の較差算定対象職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除いた者である。

2 学歴別、性別人員構成比

学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比		計
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性	
0.1%	16.3%	6.3%	77.3%	57.3%	42.7%	100.0%

3 年齢階層別人員構成比

20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳以上	計
0.2%	8.1%	17.3%	16.1%	13.3%	8.0%	7.6%	13.0%	16.4%	100.0%

4 給与種目別平均給与月額

給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
323,479円	6,667円	26,712円	9,164円	9,764円	278円	376,064円

(注) 1 「給料」には、「給料の調整額」を含む。

2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特勤勤務手当等」及び「へき地手当等」である。

5 級別、号給別人員

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2							2	3		
3								14		
4		1		1				16		
5			1					21	2	
6			3					30	21	
7		4	3	1			1			
8		125	10							
9		14	4	2						
10		8	7	1						
11		18	57	1	1					
12	10	61	20	2			1			
13		7	9	2			7			
14		19	21	24			14			
15		62	59	6			49			
16	7	32	21	3			15			
17	1	10	9	4			9			
18		22	35	27			9			
19	2	61	39	8			2			
20	10	29	19	7	2		10			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
21	人 2	人 7	人 16	人 3	人 2	人 1	人 9	人 4	人 6	人 9
22	4	14	53	37	2		4			
23		91	35	10			6			
24	13	15	19	5	1		9			
25	4	19	12	6			4			
26	6	20	59	25	3	1	2			
27	8	75	32	7	3		2			
28	21	15	16	4	1		1			
29	11	7	17	11			1			
30	19	19	72	21	3	1	3			
31	9	10	23	15	1	2	1			
32	120	6	17	9		4				
33	12	5	15	12		5	4			
34	9	9	50	16	3	4				
35	16	4	16	14	2	1				
36	118	6	13	6	4	3				
37	9	8	10	8	2	1				
38	18	5	33	16	4	12				
39	15	1	15	4	1	41	2			
40	21	3	11	4	4	10				
41	1	8	5	7	2	28				
42	3	2	16	12	3	25				
43	2		9	8	2	5				
44	6	2	6	3	1	11				
45	3		4	9		11				
46	1	4	6	12	2	10				
47	3			6	2	5				
48	5	2	1	5	2	7				
49	4	2	3	20	3	4				
50	2	2	11	12	4	8				
51			2	4	1	5				
52	3	4	4	8		1				
53	3			17	2	3				
54	1	2	8	7	4	5				
55	1	2	3	7	1	1				
56	2	1		10	4	2				
57			3	11	5	4				
58	1		2	4	2					
59		2	5	7	2	1				
60	5			13	12	2				
61			4	7	9					
62	2		3	8	12	1				
63	2		1	5	2					
64	2		2	9	4					
65	1		3	13	7	2				
66	2		1	13	10					
67	1		1	7	8					
68	2	1		14	7					
69			2	10	14					
70	3		2	8	9	1				
71			3	8	10	2				
72	1		1	9	8					
73	2		1	6	25	3				
74				11	14					
75				18	9					
76	4		2	9	16					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77	1		2	6	19					
78	1		2	4	13					
79	2		1	12	16					
80	1		2	10	10					
81	1		3	7	7					
82	1		1	8	6					
83	1		1	8	14					
84	1			7	12					
85	1		2	8	59					
86	1		5	7						
87	2			6						
88	1		3	7						
89			4	5						
90			2	13						
91			2	6						
92			2	5						
93	8		3	123						
94			2							
95			3							
96										
97			5							
98			1							
99			3							
100		1	2							
101			2							
102			2							
103										
104			2							
105			4							
106			6							
107			2							
108			3							
109			47							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	555	847	1,084	901	411	232	167	84	23	-

計	4,304
---	-------

第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表区分	職員数		平均年齢	平均経験年数
		構成比		
	人	%	歳	年
全職員	21,149	100.0	39.1	16.8
行政職給料表	4,728	22.4	39.2	16.7
公安職給料表	6,395	30.2	38.4	17.2
教育職給料表（2）	3,344	15.8	39.6	16.6
教育職給料表（3）	5,992	28.3	39.0	16.2
医療職給料表（1）	45	0.2	43.8	18.2
医療職給料表（2）	161	0.8	41.2	17.3
医療職給料表（3）	116	0.5	47.1	21.8
研究職給料表	193	0.9	40.0	16.7
特定任期付職員給料表	3	-	43.3	-
小計	20,977	99.1	39.0	16.7
企業職給料表	96	0.5	43.2	19.9
現業職（協約）給料表	76	0.4	57.4	37.8

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。（以下第11表までについて同じ。）
2 全職員欄及び小計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。

第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性
全職員	100.0 [%]	0.2 [%]	15.0 [%]	6.0 [%]	78.8 [%]	61.5 [%]	38.5 [%]
行政職給料表	100.0	0.1	15.5	6.9	77.5	55.4	44.6
公安職給料表	100.0	－	37.2	5.3	57.5	87.0	13.0
教育職給料表（2）	100.0	－	0.4	2.7	96.9	52.5	47.5
教育職給料表（3）	100.0	－	－	6.5	93.5	44.0	56.0
医療職給料表（1）	100.0	－	－	－	100.0	60.0	40.0
医療職給料表（2）	100.0	－	－	7.5	92.5	46.0	54.0
医療職給料表（3）	100.0	－	0.9	94.0	5.1	56.9	43.1
研究職給料表	100.0	－	1.6	0.5	97.9	69.4	30.6
特定任期付 職員給料表	100.0	－	－	－	100.0	100.0	－
小計	100.0	0.0	14.9	6.0	79.1	61.4	38.6
企業職給料表	100.0	－	8.3	4.2	87.5	86.5	13.5
現業職（協約） 給料表	100.0	44.7	46.1	7.9	1.3	71.1	28.9

第4表 職員の給料表別平均給与月額

給料表区分	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	計
全職員	円 353,150	円 9,553	円 24,805	円 7,450	円 4,661	円 3,143	円 402,762
行政職給料表	318,788	6,252	25,797	8,911	8,999	266	369,013
公安職給料表	350,208	13,923	31,497	5,899	1,747	669	403,943
教育職給料表(2)	375,963	8,054	23,409	9,087	2,784	5,030	424,327
教育職給料表(3)	370,464	8,450	17,446	7,057	4,975	5,470	413,862
医療職給料表(1)	461,602	7,178	83,714	5,333	47,044	221,909	826,780
医療職給料表(2)	335,825	7,342	20,357	8,668	3,498	6,048	381,738
医療職給料表(3)	353,033	13,534	19,169	3,902	1,964	259	391,861
研究職給料表	341,716	7,127	24,788	9,587	8,509	1,518	393,245
特定任期付職員給料表	629,667	－	59,189	－	－	－	688,856
小計	353,124	9,564	24,810	7,459	4,642	3,166	402,765
企業職給料表	343,001	10,370	25,636	8,308	12,435	625	400,375
現業職(協約)給料表	373,058	5,638	22,432	3,851	－	－	404,979

- (注) 1 「給料」には、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含む。
2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特地勤務手当等」、「へき地手当等」、「初任給調整手当」及び「義務教育等教員特別手当」である。

第5表 職員の給料表別、学歴別及び年齢別の人員分布並びに平均給料月額

1 全 職 員

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額
18 歳	人	円	29	217,900	人	円	人	円	29	217,900
19 歳			48	228,600					48	228,600
20 歳			43	237,572	5	231,460			48	236,763
21 歳			70	242,530	16	248,175			86	243,580
22 歳			89	246,065	7	238,271	402	246,371	498	246,202
23 歳			82	250,933	15	256,933	459	251,405	556	251,485
24 歳			77	257,852	32	255,569	481	255,598	590	255,890
25 歳			69	262,704	19	260,468	526	261,936	614	261,977
26 歳			81	271,521	22	272,686	492	268,784	595	269,301
27 歳			93	279,927	16	273,850	457	277,996	566	278,196
28 歳			74	280,757	27	282,781	477	282,987	578	282,692
29 歳			89	286,118	21	281,029	490	290,449	600	289,477
30 歳			62	288,521	18	286,183	550	297,593	630	296,374
31 歳			67	297,540	16	283,356	539	303,362	622	302,221
32 歳			57	300,016	17	293,482	558	308,599	632	307,418
33 歳			67	309,966	15	302,900	584	318,095	666	316,935
34 歳			54	316,730	17	305,971	593	324,824	664	323,683
35 歳			44	315,950	26	315,854	662	331,461	732	329,974
36 歳			77	329,419	17	312,482	698	339,027	792	337,523
37 歳			61	330,779	37	329,708	643	345,434	741	343,442
38 歳			57	342,928	31	338,716	595	353,188	683	351,675
39 歳			71	360,735	29	334,990	456	360,337	556	359,065
40 歳			70	362,180	34	347,628	519	364,483	623	363,305
41 歳			66	373,809	32	357,077	520	373,096	618	372,343
42 歳			63	371,110	29	352,310	459	378,353	551	376,154
43 歳			53	383,411	31	358,026	416	381,803	500	380,499
44 歳			63	386,533	28	372,814	384	391,271	475	389,555
45 歳			51	389,262	27	384,333	391	394,997	469	393,760
46 歳			65	392,611	46	384,722	383	398,873	494	396,731
47 歳			61	399,953	37	381,941	346	400,041	444	398,521
48 歳			64	412,568	42	383,123	301	404,175	407	403,322
49 歳	*	*	77	407,939	54	396,696	286	408,920	419	407,028
50 歳			100	411,501	49	388,292	307	411,248	456	408,836
51 歳			100	408,628	51	389,714	314	415,269	465	411,038
52 歳	*	*	113	416,751	49	389,272	313	417,834	477	414,195
53 歳	*	*	123	412,959	59	400,720	244	420,468	427	415,488
54 歳	3	379,633	82	408,312	48	391,062	299	417,721	432	412,708
55 歳	4	370,875	106	415,251	57	405,727	276	421,384	443	417,446
56 歳	3	380,267	109	416,925	39	405,252	272	419,873	423	417,484
57 歳	6	380,383	109	425,827	50	408,471	300	425,288	465	423,026
58 歳	*	*	89	422,426	43	412,333	266	426,925	400	424,027
59 歳	3	384,233	128	424,198	41	417,142	334	429,124	506	426,641
60歳以上	14	380,671	22	368,421	26	291,181	67	344,792	129	341,911
計	40		3,175		1,275		16,659		21,149	
平均給料月額	375,388 円		350,087 円		356,800 円		344,877 円		346,436 円	
平均年齢	57.4 歳		40.7 歳		44.4 歳		38.4 歳		39.1 歳	
学歴構成比	0.2 %		15.0 %		6.0 %		78.8 %		100.0 %	

2 行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額
18 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳			10	197,000					10	197,000
19 歳			10	202,000					10	202,000
20 歳			7	208,700	*	*			9	210,960
21 歳			15	214,713	*	*			16	214,813
22 歳			25	224,408	3	216,400	131	228,484	159	227,609
23 歳			25	227,560	*	*	127	230,884	154	230,312
24 歳			19	232,332	11	233,927	146	235,100	176	234,728
25 歳			20	236,775	6	235,333	165	241,438	191	240,758
26 歳			17	244,041	4	246,000	146	247,077	167	246,742
27 歳			16	252,531	4	250,525	119	252,230	139	252,216
28 歳			18	256,600	3	257,933	128	257,978	149	257,811
29 歳			16	255,525	6	262,367	114	261,246	136	260,623
30 歳			15	261,413	4	257,650	130	269,212	149	268,117
31 歳			13	276,562	7	262,857	130	276,480	150	275,851
32 歳			12	276,425	5	270,740	141	281,219	158	280,523
33 歳			10	286,370	3	279,333	121	288,848	134	288,450
34 歳			7	285,457	*	*	127	294,176	136	293,288
35 歳			11	295,336	4	299,650	140	298,499	155	298,305
36 歳			15	298,607	*	*	125	308,945	141	307,478
37 歳			16	299,731	12	295,458	115	312,899	143	309,962
38 歳			11	307,173	9	308,544	81	318,064	101	316,030
39 歳			7	307,400	6	330,283	53	322,536	66	321,635
40 歳			16	330,344	6	319,741	73	324,554	95	325,225
41 歳			6	343,450	8	327,171	70	342,419	84	341,041
42 歳			14	345,964	7	329,857	53	343,192	74	342,455
43 歳			8	345,300	5	332,300	65	350,316	78	348,647
44 歳			9	356,844	4	370,725	36	362,025	49	361,784
45 歳			11	364,978	4	357,100	48	360,715	63	361,230
46 歳			11	363,691	5	332,840	47	363,381	63	361,011
47 歳			9	356,678	9	368,889	54	365,330	72	364,693
48 歳			11	370,336	12	360,475	52	372,430	75	370,210
49 歳	*	*	13	361,497	10	381,900	48	378,076	72	375,668
50 歳			27	378,920	17	364,348	68	387,248	112	381,765
51 歳			33	383,045	14	380,914	64	398,596	111	391,742
52 歳	*	*	24	389,151	18	376,226	77	396,470	121	390,592
53 歳			35	377,067	15	390,270	62	403,547	112	393,494
54 歳			27	376,982	17	375,001	91	402,439	135	393,893
55 歳			37	397,876	19	392,896	91	405,502	147	401,953
56 歳			33	391,453	12	393,728	116	411,804	161	406,286
57 歳	*	*	30	403,508	14	402,154	95	413,814	141	410,191
58 歳			25	409,388	14	410,179	91	420,143	130	417,002
59 歳	*	*	34	413,286	15	410,201	100	420,446	150	417,641
60歳以上			7	348,353	5	260,380	22	323,562	34	319,375
計	6		735		325		3,662		4,728	
平均給料月額	364,967 円		326,511 円		343,090 円		314,894 円		318,701 円	
平 均 年 齢	54.3 歳		41.7 歳		45.6 歳		38.1 歳		39.2 歳	
学歴構成比	0.1 %		15.5 %		6.9 %		77.5 %		100.0 %	

3 公安職給料表（警察官）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額
18 歳	人	円	19	228,900	人	円	人	円	19	228,900
19 歳			38	235,600					38	235,600
20 歳			36	243,186	3	245,700			39	243,379
21 歳			55	250,116	15	250,300			70	250,156
22 歳			62	255,256	4	254,675	89	258,200	155	256,932
23 歳			57	261,184	12	261,950	116	261,978	185	261,732
24 歳			58	266,212	20	267,175	98	266,900	176	266,705
25 歳			48	273,750	12	272,308	115	272,560	175	272,869
26 歳			63	279,141	17	278,829	117	277,669	197	278,240
27 歳			76	285,918	9	283,944	76	284,391	161	285,087
28 歳			55	288,898	18	287,467	103	288,140	176	288,308
29 歳			70	293,274	14	289,271	107	291,489	191	291,981
30 歳			47	297,172	10	291,490	115	295,133	172	295,478
31 歳			54	302,591	8	298,150	118	298,843	180	299,937
32 歳			45	306,307	9	302,011	115	304,161	169	304,618
33 歳			57	314,105	8	304,963	132	309,936	197	310,940
34 歳			47	321,387	7	311,243	132	317,298	186	318,103
35 歳			33	322,821	14	311,857	135	324,539	182	323,252
36 歳			62	336,874	8	328,338	162	333,259	232	334,055
37 歳			45	341,818	12	342,542	153	341,539	210	341,656
38 歳			46	351,478	10	343,600	168	352,005	224	351,522
39 歳			64	366,569	10	341,110	124	361,962	198	362,398
40 歳			54	371,613	10	359,230	117	369,162	181	369,345
41 歳			60	376,845	9	368,078	125	379,449	194	378,116
42 歳			48	380,173	6	373,233	140	386,414	194	384,462
43 歳			44	390,102	6	366,933	113	391,842	163	390,456
44 歳			54	391,481	7	381,229	102	397,707	163	394,937
45 歳			40	395,940	12	392,567	104	407,089	156	403,113
46 歳			54	398,502	15	405,447	95	407,661	164	404,443
47 歳			50	407,990	5	417,100	89	413,318	144	411,599
48 歳			52	421,493	9	408,656	94	419,118	155	419,307
49 歳			63	418,273	10	420,700	84	420,144	157	419,429
50 歳			73	423,552	8	418,413	81	427,069	162	425,057
51 歳			65	424,199	3	401,933	79	425,043	147	424,198
52 歳			88	424,825	4	421,225	62	431,101	154	427,258
53 歳			87	427,647	9	421,144	43	431,424	139	428,394
54 歳			51	425,992	*	*	29	431,003	82	427,560
55 歳			61	431,882	*	*	39	438,035	102	434,074
56 歳			72	431,065	*	*	18	431,639	91	431,128
57 歳			78	434,250	*	*	35	437,600	114	435,079
58 歳			60	430,610			20	431,374	80	430,801
59 歳			88	430,577	*	*	32	437,155	121	432,460
60歳以上										
計			2,379		340		3,676		6,395	
平均給料月額			357,097 円		329,841 円		347,588 円		350,182 円	
平均年齢			40.1 歳		35.4 歳		37.6 歳		38.4 歳	
学歴構成比			37.2 %		5.3 %		57.5 %		100.0 %	

4 教育職給料表（２）（府立高校・特別支援学校の教育職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額
18 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19 歳										
20 歳										
21 歳										
22 歳							58	254,855	58	254,855
23 歳							57	258,454	57	258,454
24 歳							73	264,342	73	264,342
25 歳							91	271,405	91	271,405
26 歳			*	*			84	279,002	85	278,762
27 歳					*	*	78	287,981	80	287,850
28 歳			*	*	*	*	75	295,561	78	294,541
29 歳			3	282,300			105	303,420	108	302,833
30 歳					*	*	94	308,699	95	308,679
31 歳							105	316,792	105	316,792
32 歳							109	322,775	109	322,775
33 歳							130	332,312	130	332,312
34 歳							116	338,023	116	338,023
35 歳					*	*	136	344,667	137	344,322
36 歳					*	*	156	349,972	158	349,672
37 歳					3	358,267	132	357,501	135	357,518
38 歳					*	*	116	360,467	117	360,485
39 歳					6	335,850	94	366,273	100	364,448
40 歳					*	*	101	372,454	103	372,548
41 歳					3	381,567	118	378,971	121	379,036
42 歳			*	*	*	*	79	381,948	82	378,856
43 歳			*	*	*	*	76	387,759	78	386,520
44 歳					*	*	71	394,625	73	394,699
45 歳					*	*	83	394,898	84	394,941
46 歳					5	383,258	75	406,422	80	404,974
47 歳			*	*	3	362,133	72	402,295	76	400,861
48 歳			*	*	*	*	39	411,206	41	411,108
49 歳					6	385,617	50	413,417	56	410,438
50 歳					*	*	62	419,268	63	419,264
51 歳			*	*	3	404,700	58	418,039	62	415,753
52 歳					3	404,333	50	425,841	53	424,623
53 歳			*	*	6	427,373	43	426,705	50	426,079
54 歳			*	*	*	*	67	430,036	71	427,166
55 歳					3	422,667	59	430,926	62	430,527
56 歳					7	424,071	53	426,150	60	425,907
57 歳					5	422,280	82	430,696	87	430,213
58 歳			*	*	9	421,103	75	428,224	85	426,989
59 歳					*	*	103	434,292	105	434,129
60歳以上					6	295,900	14	295,900	20	295,900
計			14		91		3,239		3,344	
平均給料月額			342,107 円		377,983 円		358,183 円		358,655 円	
平均年齢			42.2 歳		49.1 歳		39.3 歳		39.6 歳	
学歴構成比			0.4 %		2.7 %		96.9 %		100.0 %	

5 教育職給料表（3）（小・中学校の教育職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳										
19 歳										
20 歳										
21 歳										
22 歳							114	254,411	114	254,411
23 歳					*	*	153	258,432	154	258,402
24 歳					*	*	153	263,715	154	263,701
25 歳					*	*	145	271,150	146	271,137
26 歳					*	*	132	279,404	133	279,371
27 歳					*	*	174	289,380	175	289,204
28 歳					4	286,900	154	295,924	158	295,696
29 歳					*	*	148	304,834	149	304,651
30 歳					*	*	194	311,630	196	311,588
31 歳					*	*	171	319,233	172	319,171
32 歳					3	305,800	181	325,619	184	325,296
33 歳					4	316,450	189	333,369	193	333,019
34 歳					4	331,900	204	340,009	208	339,853
35 歳					6	342,083	243	346,912	249	346,795
36 歳					*	*	229	353,161	231	352,750
37 歳					9	352,767	230	358,931	239	358,699
38 歳					10	361,100	213	363,862	223	363,738
39 歳					4	353,600	174	369,140	178	368,791
40 歳					11	370,555	212	373,282	223	373,147
41 歳					9	376,511	197	377,659	206	377,609
42 歳					9	378,711	173	381,541	182	381,401
43 歳					14	380,507	155	385,696	169	385,266
44 歳					10	379,000	167	391,248	177	390,556
45 歳					9	390,644	149	397,598	158	397,202
46 歳					17	392,332	158	401,893	175	400,964
47 歳					13	398,531	122	406,763	135	405,971
48 歳					10	397,208	107	406,888	117	406,061
49 歳					20	409,621	92	410,584	112	410,412
50 歳					17	401,792	79	413,503	96	411,430
51 歳					22	395,405	97	417,445	119	413,370
52 歳					17	399,122	116	421,918	133	419,004
53 歳					15	397,507	83	425,035	98	420,821
54 歳					21	410,226	99	422,052	120	419,982
55 歳					29	413,244	75	424,377	104	421,272
56 歳					16	405,068	73	427,555	89	423,513
57 歳					24	410,038	73	426,771	97	422,631
58 歳					14	410,155	72	427,575	86	424,739
59 歳					21	421,011	86	429,153	107	427,555
60歳以上					14	293,600	19	293,600	33	293,600
計					387		5,605		5,992	
平均給料月額					386,187 円		354,488 円		356,536 円	
平均年齢					48.9 歳		38.4 歳		39.0 歳	
学歴構成比					6.5 %		93.5 %		100.0 %	

6 医療職給料表（１）（医師、歯科医師）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳										
19 歳										
20 歳										
21 歳										
22 歳										
23 歳										
24 歳							*	*	*	*
25 歳							*	*	*	*
26 歳							*	*	*	*
27 歳										
28 歳							*	*	*	*
29 歳							*	*	*	*
30 歳							5	388,540	5	388,540
31 歳							*	*	*	*
32 歳										
33 歳										
34 歳							*	*	*	*
35 歳							*	*	*	*
36 歳							3	440,233	3	440,233
37 歳										
38 歳										
39 歳										
40 歳							*	*	*	*
41 歳										
42 歳							*	*	*	*
43 歳										
44 歳							*	*	*	*
45 歳							*	*	*	*
46 歳										
47 歳										
48 歳										
49 歳							3	505,062	3	505,062
50 歳							*	*	*	*
51 歳							*	*	*	*
52 歳										
53 歳							*	*	*	*
54 歳										
55 歳							*	*	*	*
56 歳										
57 歳							*	*	*	*
58 歳										
59 歳										
60歳以上							10	556,473	10	556,473
計							45		45	
平均給料月額							461,602 円		461,602 円	
平均年齢							43.8 歳		43.8 歳	
学歴構成比							100.0 %		100.0 %	

7 医療職給料表（２）（薬剤師、獣医師、その他医療技術職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額
18 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19 歳										
20 歳										
21 歳										
22 歳										
23 歳							*	*	*	*
24 歳							3	250,000	3	250,000
25 歳							3	251,200	3	251,200
26 歳							6	255,083	6	255,083
27 歳							3	260,233	3	260,233
28 歳							5	261,140	5	261,140
29 歳							8	266,038	8	266,038
30 歳							6	271,550	6	271,550
31 歳							5	270,660	5	270,660
32 歳							4	290,850	4	290,850
33 歳							3	304,833	3	304,833
34 歳							4	308,400	4	308,400
35 歳							*	*	*	*
36 歳							6	314,983	6	314,983
37 歳							4	310,375	4	310,375
38 歳							4	338,375	4	338,375
39 歳							3	347,867	3	347,867
40 歳							8	327,988	8	327,988
41 歳							7	345,429	7	345,429
42 歳					*	*	5	358,320	6	352,717
43 歳							4	375,425	4	375,425
44 歳							*	*	*	*
45 歳							4	364,300	4	364,300
46 歳							4	361,575	4	361,575
47 歳					*	*	5	361,140	6	364,450
48 歳					*	*	*	*	3	382,333
49 歳							3	392,995	3	392,995
50 歳							12	379,393	12	379,393
51 歳					*	*	3	383,300	4	387,000
52 歳					*	*	*	*	3	365,664
53 歳					*	*	*	*	3	377,433
54 歳					*	*	4	398,300	5	396,580
55 歳							3	402,800	3	402,800
56 歳					*	*	4	402,382	5	400,165
57 歳					*	*	3	404,682	4	404,212
58 歳					*	*	*	*	3	420,180
59 歳					*	*	*	*	3	402,800
60歳以上							*	*	*	*
計					12		149		161	
平均給料月額					374,833 円		332,153 円		335,334 円	
平 均 年 齢					52.1 歳		40.3 歳		41.2 歳	
学歴構成比					7.5 %		92.5 %		100.0 %	

8 医療職給料表（３）（看護師等）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳										
19 歳										
20 歳										
21 歳										
22 歳										
23 歳										
24 歳										
25 歳										
26 歳										
27 歳										
28 歳										
29 歳										
30 歳					*	*			*	*
31 歳										
32 歳							*	*	*	*
33 歳							*	*	*	*
34 歳					4	291,650			4	291,650
35 歳					*	*			*	*
36 歳					4	291,075			4	291,075
37 歳					*	*			*	*
38 歳					*	*	*	*	*	*
39 歳					3	297,467			3	297,467
40 歳					5	295,580	*	*	6	292,300
41 歳					3	321,033			3	321,033
42 歳					4	332,825	*	*	5	323,140
43 歳					5	324,720	*	*	6	319,767
44 歳					5	340,520			5	340,520
45 歳					*	*			*	*
46 歳					3	339,600			3	339,600
47 歳					5	344,780			5	344,780
48 歳					8	368,625			8	368,625
49 歳					7	357,643			7	357,643
50 歳					6	372,600			6	372,600
51 歳					6	377,028			6	377,028
52 歳					6	386,967			6	386,967
53 歳					12	393,917			12	393,917
54 歳					*	*			*	*
55 歳					4	390,484			4	390,484
56 歳					*	*			*	*
57 歳					4	406,300			4	406,300
58 歳			*	*	5	410,587			6	409,889
59 歳					*	*			*	*
60歳以上										
計			*		109		6		116	
平均給料月額			* 円		355,876 円		292,500 円		353,033 円	
平 均 年 齢			58.0 歳		47.5 歳		38.0 歳		47.1 歳	
学歴構成比			0.9 %		94.0 %		5.1 %		100.0 %	

9 研究職給料表（研究職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額
18 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19 歳										
20 歳										
21 歳										
22 歳			*	*			5	237,000	6	235,400
23 歳							*	*	*	*
24 歳							5	248,500	5	248,500
25 歳			*	*			3	249,433	4	249,850
26 歳							6	253,167	6	253,167
27 歳			*	*			6	261,333	7	261,557
28 歳							9	267,667	9	267,667
29 歳							5	270,600	5	270,600
30 歳							5	283,700	5	283,700
31 歳							4	288,975	4	288,975
32 歳							6	285,283	6	285,283
33 歳							7	312,014	7	312,014
34 歳							5	316,120	5	316,120
35 歳							5	318,420	5	318,420
36 歳							12	318,742	12	318,742
37 歳							5	325,700	5	325,700
38 歳							8	343,375	8	343,375
39 歳							4	332,175	4	332,175
40 歳							5	364,060	5	364,060
41 歳							*	*	*	*
42 歳							5	352,720	5	352,720
43 歳							*	*	*	*
44 歳							4	380,350	4	380,350
45 歳							*	*	*	*
46 歳							4	383,600	4	383,600
47 歳							3	377,933	3	377,933
48 歳							4	387,750	4	387,750
49 歳					*	*	5	394,840	6	393,367
50 歳							3	407,574	3	407,574
51 歳							7	417,235	7	417,235
52 歳							6	415,259	6	415,259
53 歳							6	416,874	6	416,874
54 歳							3	410,630	3	410,630
55 歳							5	421,881	5	421,881
56 歳							5	411,131	5	411,131
57 歳							4	419,492	4	419,492
58 歳							5	438,503	5	438,503
59 歳							8	446,567	8	446,567
60歳以上										
計			3		*		189		193	
平均給料月額			247,133 円		* 円		342,983 円		341,716 円	
平 均 年 齢			24.7 歳		49.0 歳		40.2 歳		40.0 歳	
学歴構成比			1.6 %		0.5 %		97.9 %		100.0 %	

10 特定任期付職員給料表

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額
18 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19 歳										
20 歳										
21 歳										
22 歳										
23 歳										
24 歳										
25 歳										
26 歳										
27 歳										
28 歳										
29 歳										
30 歳										
31 歳										
32 歳										
33 歳										
34 歳							*	*	*	*
35 歳										
36 歳										
37 歳										
38 歳							*	*	*	*
39 歳										
40 歳										
41 歳										
42 歳										
43 歳										
44 歳										
45 歳										
46 歳										
47 歳										
48 歳										
49 歳										
50 歳										
51 歳										
52 歳										
53 歳										
54 歳										
55 歳										
56 歳										
57 歳										
58 歳							*	*	*	*
59 歳										
60歳以上										
計							3		3	
平均給料月額							629,667 円		629,667 円	
平 均 年 齢							43.3 歳		43.3 歳	
学歴構成比							100.0 %		100.0 %	

11 行政職・公安職・教育職・医療職・研究職・特定任期付職員給料表の合計

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額
18 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19 歳			29	217,900					29	217,900
20 歳			48	228,600					48	228,600
21 歳			43	237,572	5	231,460			48	236,763
22 歳			70	242,530	16	248,175			86	243,580
23 歳			88	246,176	7	238,271	397	246,596	492	246,402
24 歳			82	250,933	15	256,933	456	251,534	553	251,592
25 歳			77	257,852	32	255,569	480	255,638	589	255,923
26 歳			69	262,704	19	260,468	524	262,021	612	262,050
27 歳			81	271,521	22	272,686	492	268,784	595	269,301
28 歳			93	279,927	16	273,850	456	278,054	565	278,243
29 歳			74	280,757	27	282,781	475	283,090	576	282,776
30 歳			89	286,118	21	281,029	489	290,516	599	289,530
31 歳			62	288,521	18	286,183	549	297,636	629	296,410
32 歳			67	297,540	16	283,356	535	303,491	618	302,325
33 歳			57	300,016	17	293,482	557	308,628	631	307,442
34 歳			67	309,966	15	302,900	583	318,131	665	316,965
35 歳			54	316,730	17	305,971	590	324,962	661	323,801
36 歳			44	315,950	26	315,854	661	331,534	731	330,038
37 歳			77	329,419	17	312,482	693	339,265	787	337,724
38 歳			61	330,779	37	329,708	639	345,623	737	343,595
39 歳			57	342,928	31	338,716	592	353,264	680	351,734
40 歳			71	360,735	29	334,990	452	360,642	552	359,306
41 歳			70	362,180	34	347,628	518	364,542	622	363,352
42 歳			66	373,809	32	357,077	519	373,165	617	372,400
43 歳			63	371,110	29	352,310	458	378,381	550	376,174
44 歳			53	383,411	31	358,026	415	381,854	499	380,539
45 歳			63	386,533	28	372,814	383	391,148	474	389,452
46 歳			51	389,262	27	384,333	391	394,997	469	393,760
47 歳			65	392,611	45	385,570	383	398,873	493	396,833
48 歳			60	400,390	36	382,714	345	400,124	441	398,739
49 歳			64	412,568	42	383,123	297	404,964	403	403,896
50 歳	*	*	76	408,562	54	396,696	285	408,957	416	407,228
51 歳			100	411,501	49	388,292	306	411,332	455	408,888
52 歳			99	409,391	49	390,038	309	415,726	457	411,600
53 歳	*	*	112	417,181	49	389,272	313	417,834	476	414,291
54 歳			123	412,959	58	400,766	240	421,072	421	415,904
55 歳			80	408,957	45	392,752	293	418,231	418	413,713
56 歳			98	419,043	57	405,727	273	421,593	428	418,896
57 歳			105	418,616	39	405,252	269	420,080	413	418,307
58 歳	*	*	108	425,710	49	408,611	294	425,516	453	423,597
59 歳			87	423,736	43	412,333	266	426,925	396	424,640
60 歳以上	*	*	122	425,758	41	417,142	331	429,157	495	427,259
60歳以上			7	348,353	25	287,508	66	344,042	98	329,928
計	6		3,132		1,265		16,574		20,977	
平均給料月額	364,967 円		349,763 円		356,661 円		344,918 円		346,355 円	
平均年齢	54.3 歳		40.4 歳		44.4 歳		38.4 歳		39.0 歳	
学歴構成比	0.0 %		14.9 %		6.0 %		79.1 %		100.0 %	

12 企業職給料表（企業職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳										
19 歳										
20 歳										
21 歳										
22 歳			*	*			5	228,500	6	229,800
23 歳							3	231,800	3	231,800
24 歳							*	*	*	*
25 歳							*	*	*	*
26 歳										
27 歳							*	*	*	*
28 歳							*	*	*	*
29 歳							*	*	*	*
30 歳							*	*	*	*
31 歳							4	286,125	4	286,125
32 歳							*	*	*	*
33 歳							*	*	*	*
34 歳							3	297,767	3	297,767
35 歳							*	*	*	*
36 歳							5	306,000	5	306,000
37 歳							4	315,275	4	315,275
38 歳							3	338,233	3	338,233
39 歳							4	325,850	4	325,850
40 歳							*	*	*	*
41 歳							*	*	*	*
42 歳							*	*	*	*
43 歳							*	*	*	*
44 歳							*	*	*	*
45 歳										
46 歳										
47 歳			*	*			*	*	*	*
48 歳							4	345,550	4	345,550
49 歳							*	*	*	*
50 歳							*	*	*	*
51 歳					*	*	4	394,178	5	401,392
52 歳										
53 歳					*	*	4	384,175	5	386,960
54 歳			*	*	*	*	6	392,799	8	392,124
55 歳			*	*			3	402,339	4	388,004
56 歳			*	*			3	401,303	4	403,467
57 歳			*	*	*	*	6	414,098	8	415,577
58 歳										
59 歳			*	*			3	425,501	5	421,522
60歳以上							*	*	*	*
計			8		4		84		96	
平均給料月額			378,098 円		404,962 円		336,708 円		343,001 円	
平 均 年 齢			51.1 歳		53.8 歳		42.0 歳		43.2 歳	
学歴構成比			8.3 %		4.2 %		87.5 %		100.0 %	

13 現業職（協約）給料表（現業職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額	人 員	平均給料 月 額
18 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19 歳										
20 歳										
21 歳										
22 歳										
23 歳										
24 歳										
25 歳										
26 歳										
27 歳										
28 歳										
29 歳										
30 歳										
31 歳										
32 歳										
33 歳										
34 歳										
35 歳										
36 歳										
37 歳										
38 歳										
39 歳										
40 歳										
41 歳										
42 歳										
43 歳										
44 歳										
45 歳										
46 歳					*	*			*	*
47 歳					*	*			*	*
48 歳										
49 歳	*	*	*	*					*	*
50 歳										
51 歳			*	*	*	*	*	*	3	341,567
52 歳			*	*					*	*
53 歳	*	*							*	*
54 歳	3	379,633	*	*	*	*			6	370,150
55 歳	4	370,875	7	372,200					11	371,718
56 歳	3	380,267	3	360,067					6	370,167
57 歳	4	373,275							4	373,275
58 歳	*	*	*	*					4	363,325
59 歳	*	*	4	380,950					6	379,950
60歳以上	14	380,671	15	377,787	*	*			30	379,307
計	34		35		6		*		76	
平均給料月額	377,226 円		372,691 円		354,033 円		* 円		373,058 円	
平 均 年 齢	57.9 歳		57.9 歳		52.2 歳		51.0 歳		57.4 歳	
学歴構成比	44.7 %		46.1 %		7.9 %		1.3 %		100.0 %	

（注） 「*」は人員が1～2人の場合である。

第6表 職員の扶養手当の支給状況

その1 給料表別扶養親族数

給料表区分	職員数	受給職員数	扶養親族数				平均扶養親族数		平均手当額	
			配偶者	子	その他の扶養親族	計	職員1人当たり	受給職員1人当たり	職員1人当たり	受給職員1人当たり
全職員	人 21,149	人 9,600	人 3,773	人 14,945	人 276	人 18,994	人 0.9	人 2.0	円 9,553	円 21,046
行政職給料表	4,728	1,496	572	2,088	87	2,747	0.6	1.8	6,252	19,759
公安職給料表	6,395	3,742	2,049	6,544	38	8,631	1.3	2.3	13,923	23,794
教育職給料表(2)	3,344	1,436	425	2,030	46	2,501	0.7	1.7	8,054	18,756
教育職給料表(3)	5,992	2,648	610	3,869	84	4,563	0.8	1.7	8,450	19,121
医療職給料表(1)	45	13	7	24	—	31	0.7	2.4	7,178	24,846
医療職給料表(2)	161	51	14	90	—	104	0.6	2.0	7,342	23,176
医療職給料表(3)	116	61	15	114	6	135	1.2	2.2	13,534	25,738
研究職給料表	193	69	27	98	5	130	0.7	1.9	7,127	19,935
特定任期付職員給料表	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	20,977	9,516	3,719	14,857	266	18,842	0.9	2.0	9,564	21,082
企業職給料表	96	47	28	69	2	99	1.0	2.1	10,370	21,181
現業職(協約)給料表	76	37	26	19	8	53	0.7	1.4	5,638	11,581

(注) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

その2 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	受給職員数	うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
計	人 9,600	人 3,773	人 8,716	人 242
1人	3,813	728	2,964	121
2人	2,944	919	2,911	66
3人	2,178	1,539	2,176	31
4人	574	507	574	16
5人	85	75	85	8
6人以上	6	5	6	—

第7表 職員の地域手当の支給状況

給料表区分	支給地域別受給職員数(構成比)						平均手当 月額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	計	
全職員	人 27 (0.1%)	人 8,760 (41.4%)	人 5,858 (27.7%)	人 1,395 (6.6%)	人 5,109 (24.2%)	人 21,149 (100.0%)	円 24,805
行政職給料表	27 (0.6%)	2,792 (59.1%)	719 (15.2%)	152 (3.2%)	1,038 (21.9%)	4,728 (100.0%)	25,797
公安職給料表	- (-)	4,656 (72.8%)	913 (14.3%)	137 (2.1%)	689 (10.8%)	6,395 (100.0%)	31,497
教育職給料表(2)	- (-)	1,050 (31.4%)	1,001 (29.9%)	277 (8.3%)	1,016 (30.4%)	3,344 (100.0%)	23,409
教育職給料表(3)	- (-)	45 (0.8%)	2,956 (49.3%)	806 (13.5%)	2,185 (36.4%)	5,992 (100.0%)	17,446
医療職給料表(1)	- (-)	24 (53.3%)	16 (35.6%)	1 (2.2%)	4 (8.9%)	45 (100.0%)	83,714
医療職給料表(2)	- (-)	42 (26.1%)	44 (27.3%)	5 (3.1%)	70 (43.5%)	161 (100.0%)	20,357
医療職給料表(3)	- (-)	- (-)	106 (91.4%)	- (-)	10 (8.6%)	116 (100.0%)	19,169
研究職給料表	- (-)	90 (46.6%)	36 (18.7%)	7 (3.6%)	60 (31.1%)	193 (100.0%)	24,788
特定任期付 職員給料表	- (-)	3 (100.0%)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (100.0%)	59,189
小計	27 (0.1%)	8,702 (41.5%)	5,791 (27.6%)	1,385 (6.6%)	5,072 (24.2%)	20,977 (100.0%)	24,810
企業職給料表	- (-)	31 (32.3%)	51 (53.1%)	5 (5.2%)	9 (9.4%)	96 (100.0%)	25,636
現業職(協約) 給料表	- (-)	27 (35.5%)	16 (21.1%)	5 (6.6%)	28 (36.8%)	76 (100.0%)	22,432

(注) 1 地域手当の支給地域別の支給割合は、下表のとおりである。

区分	支給地域	現行支給割合
1級地	東京都の特別区	100分の17.4
2級地	京都市	100分の9.4
3級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、 乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	100分の5.4
4級地	木津川市、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、 相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の4.4
5級地	2級地から4級地まで以外の府内の地域	100分の3.2

2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の支給割合は、支給地域の区分にかかわらず、100分の16である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

給料表区分	職員数	受給 職員数	平均手当月額		職員自らが居住する住宅				単身赴任者の配偶者が居住する住宅
			職員1人当たり	受給職員1人当たり	手当月額11,000円以下の受給者	手当月額11,100円以上30,000円未満の受給者	手当月額30,000円以上の受給者	小計	
全職員	21,149	5,569	7,450	28,292	19	1,996	3,551	5,566	4 (1)
行政職給料表	4,728	1,498	8,911	28,125	—	570	926	1,496	3 (1)
公安職給料表	6,395	1,345	5,899	28,050	18	458	869	1,345	— (—)
教育職給料表(2)	3,344	1,064	9,087	28,558	—	380	684	1,064	— (—)
教育職給料表(3)	5,992	1,481	7,057	28,551	—	515	966	1,481	— (—)
医療職給料表(1)	45	8	5,333	30,000	—	—	8	8	— (—)
医療職給料表(2)	161	50	8,668	27,910	—	20	30	50	— (—)
医療職給料表(3)	116	16	3,902	28,288	—	7	9	16	— (—)
研究職給料表	193	68	9,587	27,209	1	28	38	67	1 (0)
特定任期付職員給料表	3	—	—	—	—	—	—	—	— (—)
小計	20,977	5,530	7,459	28,294	19	1,978	3,530	5,527	4 (1)
企業職給料表	96	29	8,308	27,503	—	13	16	29	— (—)
現業職(協約)給料表	76	10	3,851	29,270	—	5	5	10	— (—)

(注) 「単身赴任者の配偶者が居住する住宅」欄の()内は、「職員自らが居住する住宅」についての手当も受給している者の人数である。

第9表 職員の特地勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況

給料表区分	職員数	特地勤務（へき地）手当等			初任給調整手当		
		受給職員数	平均手当月額		受給職員数	平均手当月額	
			職員1人当たり	受給職員1人当たり		職員1人当たり	受給職員1人当たり
	人	人	円	円	人	円	円
全職員	21,149	109	85	16,446	82	520	134,139
行政職給料表	4,728	7	18	12,467	—	—	—
公安職給料表	6,395	11	26	15,102	—	—	—
教育職給料表(2)	3,344	—	—	—	—	—	—
教育職給料表(3)	5,992	90	255	16,956	—	—	—
医療職給料表(1)	45	—	—	—	40	220,576	248,148
医療職給料表(2)	161	—	—	—	36	5,861	26,214
医療職給料表(3)	116	—	—	—	—	—	—
研究職給料表	193	1	68	13,144	6	673	21,633
特定任期付職員給料表	3	—	—	—	—	—	—
小計	20,977	109	85	16,446	82	524	134,139
企業職給料表	96	—	—	—	—	—	—
現業職（協約）給料表	76	—	—	—	—	—	—

第10表 職員の管理職手当の支給状況

給料表区分	職員数	支給区分別受給職員数										平均手当 月額	
		1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	計	職員 1人 当たり	受給職員 1人 当たり
全職員	人 21,149	人 33	人 115	人 103	人 175	人 48	人 256	人 77	人 353	人 314	人 1,474	円 4,661	円 66,878
行政職給料表	4,728	31	76	45	116	7	231	-	10	31	547	8,999	77,781
公安職給料表	6,395	-	23	54	42	-	-	-	-	-	119	1,747	93,856
教育職給料表(2)	3,344	-	-	-	-	16	-	31	60	67	174	2,784	53,510
教育職給料表(3)	5,992	-	-	-	-	25	-	46	281	216	568	4,975	52,479
医療職給料表(1)	45	1	10	3	4	-	-	-	-	-	18	47,044	117,611
医療職給料表(2)	161	-	-	-	4	-	4	-	-	-	8	3,498	70,400
医療職給料表(3)	116	-	-	-	2	-	1	-	-	-	3	1,964	75,933
研究職給料表	193	1	3	-	5	-	12	-	-	-	21	8,509	78,200
特定任期付 職員給料表	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	20,977	33	112	102	173	48	248	77	351	314	1,458	4,642	66,793
企業職給料表	96	-	3	1	2	-	8	-	2	-	16	12,435	74,613
現業職(協約) 給料表	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第11表 職員の通勤手当の支給状況

給料表区分	職員数	通勤方法別受給職員数					平均手当月額	
		交通機関 利用者 A	交通用具使用者		併用者 D	計 (A+B+C+D)	職員 1人 当たり	受給職員 1人 当たり
			自動車・ バイクを 使用する 者 B	自転車の みを使用 する者 C				
全職員	人 21,149	人 5,875	人 10,827	人 646	人 489	人 17,837	円 9,237	円 10,952
行政職給料表	4,728	2,384	1,084	219	151	3,838	11,539	14,214
公安職給料表	6,395	2,383	2,448	301	158	5,290	8,689	10,505
教育職給料表(2)	3,344	570	2,229	56	61	2,916	9,618	11,030
教育職給料表(3)	5,992	281	4,778	55	92	5,206	7,500	8,632
医療職給料表(1)	45	17	6	3	1	27	7,378	12,296
医療職給料表(2)	161	65	50	5	9	129	13,449	16,786
医療職給料表(3)	116	14	89	—	—	103	7,317	8,241
研究職給料表	193	90	59	5	13	167	13,781	15,926
特定任期付 職員給料表	3	2	—	—	1	3	20,893	20,893
小計	20,977	5,806	10,743	644	486	17,679	9,215	10,934
企業職給料表	96	59	28	1	3	91	14,530	15,328
現業職（協約） 給料表	76	10	56	1	—	67	8,821	10,006

第12表 再任用職員の適用給料表別人員

給料表区分	暫定再任用職員		定年前再任用短時間勤務職員
	フルタイム勤務職員数	短時間勤務職員数	
全職員	人 798	人 199	人 19
60歳	-	-	19
61歳	261	24	-
62歳	212	42	-
63歳	226	51	-
64歳	99	82	-
行政職給料表	245	126	13
公安職給料表	94	1	-
教育職給料表（2）	298	32	2
教育職給料表（3）	121	12	-
医療職給料表（2）	8	4	-
医療職給料表（3）	-	5	2
研究職給料表	10	10	1
小計	776	190	18
企業職給料表	15	1	1
現業職（協約）給料表	7	8	-

2 民間給与関係資料

令和 7 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、令和 7 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の府内の民間事業所 1,012 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職に相当する職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって 24 層に層化し、これらの層から 229 事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し、調査を行った。

調査の完結した事業所は第 13 表その 1 のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者及び役員等を除外して抽出した。

これらの従業員数は第 13 表その 2 のとおりである。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)のアに示す母集団に復元して行った。

第13表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計			
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計		事業所 190	事業所 87	事業所 80	事業所 23
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		6	4	-	2
製造業		72	28	32	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		39	21	12	6
卸売業、小売業		15	6	9	-
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業		10	8	2	-
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業		48	20	25	3

(注) 1 上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2事業所、調査不能の事業所が37事業所あった。

2 調査対象事業所229事業所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した2事業所を除いた227事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は、83.7%である。

その2 産業別調査従業員数

項 目	調査対象 事業所の 従業員数	調 査 完 了 事 業 所			
		従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員	うち初任給 関係職種
産 業 計	人 170,401	人 38,316	人 19,417	人 10,931	人 758
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	3,294	665	457	395	2
製造業	71,888	19,426	10,865	5,176	416
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	19,387	5,446	1,631	1,381	53
卸売業、小売業	8,772	2,191	905	698	51
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	6,100	1,709	774	575	17
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	60,960	8,879	4,785	2,706	219

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴 (新規学卒者)	規 模 計 (100人以上)	初任給		【参考】 100人未満
			500人以上	100人以上 500人未満	
事務員・技術者計		円	円	円	円
	大 学 卒	256,950	264,962	238,371	206,001
	短 大 卒	216,744	213,652	224,329	248,300
	高 校 卒	201,339	205,269	198,953	190,425
	事 務 員	大 学 卒	248,055	235,552	202,175
		短 大 卒	202,017	216,719	－
		高 校 卒	207,365	207,404	＊
	技 術 者	大 学 卒	262,786	242,216	224,220
		短 大 卒	221,785	226,346	248,300
		高 校 卒	195,208	193,901	197,000

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 事務員と技術者のみを対象としたものである。
- 3 「＊」は、調査実人員が1人の場合である。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴 企業規模		項 目	新規学卒者の 採 用 あり	初任給の改定状況			採用なし
				増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	規 模 計 (100人以上)	%	%	%	%	%	
	500人以上	37.6	(76.0)	(24.0)	－	62.4	
	100人以上500人未満	31.6	(67.0)	(33.0)	－	68.4	
	100人以上500人未満	43.2	(82.0)	(18.0)	－	56.8	
	【参考】100人未満	18.1	(53.1)	(46.9)	－	81.9	
高 校 卒	規 模 計 (100人以上)	8.3	(80.2)	(19.8)	－	91.7	
	500人以上	6.4	(100.0)	－	－	93.6	
	100人以上500人未満	10.0	(68.6)	(31.4)	－	90.0	
	【参考】100人未満	9.6	－	(100.0)	－	90.4	

- (注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100%とした割合である。
- なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第16表 民間におけるベース改定の状況

役職 段階		項 目		ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
		企業規模					
係 員			%	%	%	%	
	規模計 (100人以上)	67.5	1.4	0.5	30.6		
	500人以上	76.2	0.6	-	23.2		
	100人以上 500人未満	57.5	2.4	1.0	39.1		
	【参考】 100人未満	46.4	20.5	-	33.1		
課長級							
	規模計 (100人以上)	61.0	3.9	0.5	34.7		
	500人以上	68.3	2.3	-	29.4		
	100人以上 500人未満	52.6	5.6	1.0	40.8		
	【参考】 100人未満	46.4	20.5	-	33.1		

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

項 目		定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
役職 段階	企業規模		定期昇給 実 施	増 額	減 額	変化なし		
係 員	規模計 (100人以上)	% 93.8	% 93.8 (100.0)	% 31.3 (33.4)	% 5.5 (5.8)	% 57.0 (60.8)	% － (0.0)	% 6.2
	500人以上	95.9	95.9 (100.0)	27.4 (28.6)	7.6 (7.9)	60.9 (63.5)	－ (0.0)	4.1
	100人以上 500人未満	91.2	91.2 (100.0)	35.9 (39.4)	2.9 (3.2)	52.4 (57.4)	－ (0.0)	8.8
	【参考】 100人未満	84.1	84.1 (100.0)	35.3 (41.9)	－ (0.0)	48.9 (58.1)	－ (0.0)	15.9
課長級	規模計 (100人以上)	87.4	87.4 (100.0)	26.1 (29.8)	6.1 (7.0)	55.2 (63.2)	－ (0.0)	12.6
	500人以上	93.8	93.8 (100.0)	25.2 (26.8)	7.9 (8.5)	60.7 (64.7)	－ (0.0)	6.2
	100人以上 500人未満	80.3	80.3 (100.0)	27.1 (33.7)	4.1 (5.1)	49.1 (61.2)	－ (0.0)	19.7
	【参考】 100人未満	84.1	84.1 (100.0)	35.3 (41.9)	－ (0.0)	48.9 (58.1)	－ (0.0)	15.9

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 () 内は、定期昇給制度がある事業所を100%とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第18表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 項目 職種名	規 模 計（100人以上）			500人以上			100人以上500人未満			【参考】100人未満		
	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給 与 額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給 与 額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給 与 額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給 与 額
支 店 長	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
工 場 長	24	53.4	734,075	20	54.0	769,212	4	50.7	577,854	-	-	-
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
44～47	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
48～51	6	-	645,388	4	-	701,416	2	-	563,410	-	-	-
52～55	7	-	695,009	5	-	720,105	2	-	600,883	-	-	-
56～59	9	-	816,061	9	-	816,061	-	-	-	-	-	-
60～	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
大学卒	18	53.6	732,831	16	53.7	747,351	2	52.5	600,883	-	-	-
短大卒	2	51.5	704,795	*	*	*	*	*	*	-	-	-
高校卒	4	54.0	761,456	3	57.2	859,651	*	*	*	-	-	-
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事 務 部 長	501	53.7	685,852	317	54.5	737,939	184	52.4	602,837	21	51.4	550,376
技 術 部 長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	2	-	552,883	-	-	-	2	-	552,883	*	-	*
36～39	5	-	628,396	-	-	-	5	-	628,396	-	-	-
40～43	12	-	538,477	7	-	598,168	5	-	501,377	*	-	*
44～47	39	-	623,228	16	-	760,205	23	-	574,844	2	-	442,429
48～51	98	-	666,456	61	-	724,463	37	-	599,418	6	-	567,462
52～55	165	-	702,140	113	-	756,635	52	-	598,406	7	-	545,009
56～59	160	-	691,290	110	-	713,886	50	-	634,260	*	-	*
60～	20	-	792,134	10	-	947,628	10	-	614,940	3	-	685,100
大学卒	383	53.5	711,855	244	54.3	773,496	139	52.2	615,190	10	50.7	510,579
短大卒	59	54.2	622,476	38	55.2	641,929	21	52.4	583,113	5	52.6	636,091
高校卒	59	54.4	623,917	35	55.2	669,477	24	53.4	562,582	6	51.6	542,631
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事 務 部 次 長	195	52.0	691,306	127	52.2	768,514	68	51.6	559,432	5	55.0	474,203
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	3	-	768,301	2	-	891,710	*	-	*	-	-	-
40～43	20	-	663,140	9	-	842,322	11	-	549,344	-	-	-
44～47	23	-	632,058	17	-	728,374	6	-	430,760	-	-	-
48～51	37	-	705,204	25	-	780,824	12	-	565,544	*	-	*
52～55	63	-	692,584	45	-	748,001	18	-	570,621	2	-	475,691
56～59	41	-	733,899	27	-	801,949	14	-	595,514	2	-	468,493
60～	8	-	600,514	2	-	652,601	6	-	571,611	-	-	-
大学卒	149	51.6	716,350	99	51.7	787,515	50	51.3	589,028	*	*	*
短大卒	18	53.3	611,956	10	53.8	714,332	8	52.7	486,648	*	*	*
高校卒	27	53.0	604,271	17	53.5	690,845	10	52.2	465,433	3	55.3	473,211
中学卒	*	*	*	*	*	*	-	-	-	-	-	-
事 務 課 長	1,080	49.7	581,082	741	50.0	617,855	339	48.8	494,485	53	50.4	447,471
技 術 課 長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
32～35	11	-	430,022	2	-	575,767	9	-	416,439	-	-	-
36～39	48	-	484,457	32	-	520,138	16	-	415,070	*	-	*
40～43	156	-	555,199	105	-	604,334	51	-	454,871	4	-	389,944
44～47	179	-	588,713	123	-	619,779	56	-	518,514	13	-	419,069
48～51	241	-	584,273	165	-	627,829	76	-	488,588	10	-	436,614
52～55	243	-	598,319	173	-	623,753	70	-	526,889	17	-	466,679
56～59	175	-	601,666	127	-	622,622	48	-	532,349	7	-	507,483
60～	26	-	574,184	14	-	670,405	12	-	430,060	*	-	*
大学卒	808	49.0	597,941	566	49.3	638,649	242	48.0	497,867	28	50.0	438,719
短大卒	111	50.7	544,986	63	50.7	561,607	48	50.7	518,760	17	51.3	476,814
高校卒	161	52.1	529,962	112	52.7	558,024	49	50.6	457,936	8	50.1	418,825
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額
事務課長代理 技術課長代理	347	47.1	492,482	272	47.1	501,961	75	46.8	456,248	6	48.6	434,981
～19 歳	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
20～23	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
24～27	*	/	*	*	/	*	-	/	-	-	/	-
28～31	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
32～35	9	/	567,558	7	/	595,163	2	/	460,308	-	/	-
36～39	39	/	514,002	31	/	531,660	8	/	438,547	-	/	-
40～43	57	/	479,129	39	/	483,378	18	/	467,516	*	/	*
44～47	61	/	485,734	50	/	493,281	11	/	455,001	*	/	*
48～51	78	/	514,338	68	/	523,020	10	/	456,781	3	/	438,356
52～55	52	/	485,146	38	/	492,598	14	/	463,161	-	/	-
56～59	46	/	472,570	34	/	482,787	12	/	442,182	*	/	*
60～	4	/	384,339	4	/	384,339	-	/	-	-	/	-
大学卒	231	46.0	511,187	174	45.9	524,455	57	46.2	469,412	4	46.4	469,219
短大卒	35	48.2	480,328	30	48.0	482,829	5	49.8	460,541	2	52.5	372,500
高校卒	81	49.6	443,856	68	49.8	452,835	13	48.6	395,300	-	-	-
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務係長 技術係長	1,241	44.7	444,895	884	44.8	467,116	357	44.6	384,530	64	45.5	375,230
～19 歳	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
20～23	*	/	*	-	/	-	*	/	*	-	/	-
24～27	-	/	-	-	/	-	-	/	-	*	/	*
28～31	25	/	398,208	19	/	430,054	6	/	300,776	*	/	*
32～35	105	/	409,247	76	/	430,375	29	/	343,568	4	/	338,285
36～39	191	/	428,042	130	/	445,273	61	/	384,336	10	/	340,483
40～43	219	/	449,302	154	/	481,976	65	/	365,908	11	/	351,144
44～47	219	/	451,457	157	/	469,270	62	/	400,129	9	/	379,088
48～51	202	/	446,252	137	/	468,847	65	/	399,142	11	/	414,941
52～55	167	/	471,791	134	/	484,582	33	/	414,046	11	/	388,512
56～59	105	/	466,548	72	/	496,529	33	/	397,227	6	/	420,091
60～	7	/	385,975	5	/	423,644	2	/	282,360	-	/	-
大学卒	853	43.4	454,284	606	43.4	476,864	247	43.3	389,714	37	45.2	396,266
短大卒	147	46.1	410,856	83	45.5	436,526	64	46.8	377,303	16	46.4	390,318
高校卒	236	49.4	427,831	190	49.7	443,392	46	48.0	366,858	10	45.5	290,045
中学卒	5	51.3	462,566	5	51.3	462,566	-	-	-	*	*	*
事務主任 技術主任	1,051	44.6	372,693	651	45.0	382,393	400	43.7	353,822	55	42.7	328,514
～19 歳	-	/	-	-	/	-	-	/	-	-	/	-
20～23	*	/	*	*	/	*	-	/	-	-	/	-
24～27	19	/	286,424	17	/	288,508	2	/	271,422	-	/	-
28～31	91	/	316,260	57	/	329,120	34	/	285,698	10	/	300,156
32～35	116	/	342,528	66	/	345,253	50	/	338,596	5	/	294,706
36～39	131	/	362,798	78	/	374,734	53	/	345,115	6	/	307,214
40～43	127	/	365,424	81	/	378,863	46	/	340,842	7	/	320,925
44～47	155	/	368,271	82	/	370,932	73	/	364,950	8	/	347,636
48～51	150	/	378,033	93	/	374,116	57	/	384,912	8	/	342,396
52～55	148	/	410,095	100	/	427,961	48	/	363,048	6	/	392,173
56～59	101	/	415,554	69	/	424,299	32	/	380,767	5	/	333,009
60～	12	/	392,872	7	/	367,535	5	/	418,658	-	/	-
大学卒	623	41.5	367,462	362	41.3	376,956	261	41.8	353,014	35	39.7	316,202
短大卒	148	48.9	380,219	81	49.6	385,816	67	47.9	371,075	12	48.3	376,591
高校卒	276	48.5	380,349	205	48.7	390,463	71	47.4	341,302	8	47.4	313,389
中学卒	4	39.7	300,473	3	41.0	304,404	*	*	*	-	-	-
事務係員 技術係員	3,819	37.8	336,899	2,326	38.2	347,816	1,493	36.9	309,965	146	39.6	278,677
～19 歳	11	/	188,633	10	/	192,371	*	/	*	*	/	*
20～23	165	/	248,524	102	/	254,002	63	/	234,232	6	/	209,634
24～27	663	/	281,472	403	/	288,059	260	/	266,198	19	/	239,455
28～31	654	/	307,146	380	/	311,679	274	/	297,441	16	/	255,085
32～35	447	/	340,229	251	/	347,083	196	/	326,712	11	/	249,329
36～39	366	/	349,656	221	/	358,901	145	/	327,341	19	/	286,303
40～43	308	/	368,730	188	/	380,740	120	/	334,976	20	/	300,333
44～47	292	/	363,966	179	/	380,295	113	/	318,692	18	/	290,510
48～51	350	/	371,729	219	/	388,069	131	/	327,328	14	/	300,910
52～55	283	/	377,846	193	/	388,395	90	/	338,975	10	/	305,438
56～59	241	/	401,667	148	/	424,884	93	/	348,884	9	/	331,942
60～	39	/	425,507	32	/	429,829	7	/	383,693	3	/	286,689
大学卒	2,638	35.6	343,120	1,587	35.9	354,782	1,051	34.8	314,416	79	36.6	286,389
短大卒	577	44.1	326,948	354	44.3	334,868	223	43.6	305,970	28	43.6	288,534
高校卒	586	43.1	315,095	380	43.6	323,656	206	41.7	294,270	39	42.6	257,106
中学卒	18	37.7	265,383	5	47.7	343,548	13	33.7	233,479	-	-	-

(注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。(その2において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(その2において同じ。)

3 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に復元して算出した。(その2において同じ。)

(参考) 調査職種の該当要件

職 種		要 件
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 工 場 長	構成員50人以上の支店（社）・工場の長（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長 技 術 部 長	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	事務部次長 技術部次長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）
	事 務 課 長 技 術 課 長	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事務課長代理 技術課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	事 務 係 長 技 術 係 長	係の長及び係長級専門職
	事 務 主 任 技 術 主 任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
	事 務 係 員 技 術 係 員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

(注) 「中間職（部長一課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府 内 の 民 間 事 業 所	
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
10 級	部 長 等	
9 級		
8 級	課 長	部 長 等
7 級		
6 級	課 長 代 理	課 長
5 級		
4 級	係 長	課 長 代 理
3 級		係 長
2 級	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平均給与月額	備 考
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人 2	歳 45.5	円 349,360	見習及び外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*	
	守 衛	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	
教育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 長 大 学 部	24	59.0	799,267	
	大 学 教 授	93	57.4	683,852	
	大 学 准 教 授	74	50.3	571,163	
	大 学 講 師	46	45.1	453,783	
	大 学 助 教	11	42.2	426,559	
職 種	高 等 学 校 校 長	3	61.4	806,506	
	高 等 学 校 教 頭	3	58.0	667,510	
	高 等 学 校 教 諭	69	47.9	575,033	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室(係)以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者
	研 究 部 （ 課 ） 長	63	48.1	589,880	
	研 究 室 （ 係 ） 長	35	43.9	500,222	
	主 任 研 究 員	64	42.3	468,598	
	研 究 員	128	36.8	357,807	
	研 究 補 助 員	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	3	66.8	1,207,565	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	5	57.2	1,272,665	
	医 科 長	39	54.0	998,544	
	医 師	50	35.7	725,460	
	歯 科 医 師	2	37.0	596,550	
	薬 局 長	5	53.2	528,739	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	58	34.9	365,446	
	診 療 放 射 線 技 師	67	43.3	378,969	
	臨 床 検 査 技 師	74	42.7	352,407	
	栄 養 士	30	36.6	302,356	
	理 学 療 法 士	99	32.7	289,024	
	作 業 療 法 士	54	32.4	289,168	
	総 看 護 師 長	3	57.4	528,707	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師 長	67	49.4	436,646	
	看 護 師	212	43.8	377,460	
	准 看 護 師	20	48.7	314,192	

第19表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
99.4%	(29.1%)	(54.1%)	(2.0%)	(14.8%)	0.6%

- (注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある(その3
 において同じ)。
- 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである
 (その2及びその3において同じ)。

その2 距離段階別定額制における支給月額

	距離段階別定額制における支給月額					
距離(片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	3,981円	6,876円	12,984円	18,774円	24,304円	29,307円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	34,791円	40,787円	46,580円	52,777円	57,845円	

- (注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の 支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
34.9%	(23.4%)	(47.7%)	(19.2%)	(9.6%)	65.1%

- (注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を
 支給する事業所を100とした割合である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

部長級（非役員）		課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
48.2	51.8	49.1	50.9	55.2	44.8

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第21表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	63.4%	36.6%	0.0%

(注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100%とした割合である。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分 \ 項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
係 員	69.7%	46.6%	30.3%
課 長 級	72.6%	53.0%	27.4%

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。
 (第23表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100%とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	係 員
75.9%	75.6%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100%とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

令和7年4月の標準生計費算定方法の概要

府民一般の標準的な生活の水準を把握するため、人事院が行う計算方法により、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

なお、職員給与決定に当たっては、標準生計費を参考にするとともに、生計費を踏まえて民間給与が決定されていると考えられることから、「2 民間給与関係資料」に示す民間給与と水準の均衡を図ることを通じて、生計費が反映されることとなる。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……	食料
住居関係費	……	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……	被服及び履物
雑費Ⅰ	……	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」における令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和7年4月の費目別標準生計費を算定した。

（参考） 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和6年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第24表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費

（令和7年4月）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	38,810	52,430	67,060	81,670	96,300
住居関係費	42,600	55,300	46,150	37,000	27,850
被服・履物費	6,130	4,410	7,020	9,640	12,250
雑費Ⅰ	19,280	28,260	39,350	50,440	61,530
雑費Ⅱ	6,530	10,630	13,900	17,180	20,460
合計	113,350	151,030	173,480	195,930	218,390

4 労働経済関係資料

第25表 労働経済指標

項目	年 月												令和7年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	
民間給与（厚生労働省毎月調査）	現金給与総額	全 国	金 額	330,504円	334,010	602,589	459,951	327,096	326,714	328,293	344,743	741,317	327,445	323,728	347,260	338,252	337,884	
			対前年同月増減率	1.7%	2.1	3.7	3.0	2.9	2.9	2.7	4.3	4.0	2.1	3.3	2.1	2.3	1.2	
		京都府	金 額	305,378円	292,922	550,694	400,355	300,906	291,062	299,979	319,484	682,423	311,079	296,986	306,225	303,389	313,800	
			対前年同月増減率	1.9%	△ 0.8	4.8	6.8	2.6	3.4	5.6	5.2	8.0	3.1	4.8	△ 1.5	△ 0.7	7.1	
	きまって支給する給与	全 国	金 額	316,529円	315,038	317,112	317,490	315,918	316,549	319,057	319,881	319,913	314,095	313,462	316,657	323,962	321,399	
			対前年同月増減率	1.8%	2.4	2.5	2.5	2.8	2.6	2.6	2.9	2.8	2.5	1.8	1.5	2.3	2.0	
		京都府	金 額	288,607円	286,718	288,073	288,722	289,195	288,707	290,992	290,562	291,694	292,688	288,065	287,969	294,137	296,076	
			対前年同月増減率	2.4%	2.9	3.3	3.3	4.9	3.3	4.4	4.1	3.8	5.0	2.6	0.8	1.9	3.3	
	製造業	きまって支給する給与	全 国	金 額	341,597円	340,462	344,058	345,759	342,706	344,859	348,512	349,175	347,884	342,186	346,288	347,952	356,402	354,821
				対前年同月増減率	1.8%	2.7	2.3	2.6	2.8	2.5	2.9	2.6	2.8	4.1	4.2	3.8	4.3	4.2
	京都府	金 額	342,818円	346,401	348,610	348,296	354,045	349,645	357,658	356,648	355,295	349,696	352,915	355,882	362,340	363,689		
		対前年同月増減率	△0.9%	1.4	1.0	0.3	3.7	2.5	3.8	4.6	3.3	5.2	5.3	4.6	5.7	5.0		
生計費支出（総務省家計調査）	全国	金 額	313,300円	290,328	280,888	290,931	297,487	287,963	305,819	295,518	352,633	305,521	290,511	339,232	325,717	316,085		
		対前年同月増減率	3.4%	1.4	1.9	3.3	1.5	1.8	1.3	3.0	7.0	5.5	3.8	6.4	4.0	8.9		
		エンゲル係数	25.7%	28.7	29.0	28.7	30.1	29.0	27.9	28.8	29.7	27.3	27.9	26.9	26.4	28.3		
	近畿地方	金 額	302,614円	285,748	277,085	284,663	277,641	279,763	284,466	290,870	336,114	301,610	289,819	330,691	315,423	318,258		
		エンゲル係数	27.1%	29.5	29.2	29.7	32.0	29.8	29.3	28.9	31.3	27.0	28.1	27.8	27.9	28.6		
	京都市	金 額	357,201円	309,675	265,875	280,136	281,095	269,767	294,569	273,874	305,077	293,043	303,277	333,634	322,491	285,735		
物 価	消費者物価指数（総合）（総務省）	対前年同月上昇率	全 国	24.0%	28.1	30.7	31.9	33.1	30.9	28.4	30.1	35.4	27.5	27.5	29.8	28.4	34.5	
			京都市	2.6%	2.9	3.0	3.0	3.2	2.8	2.4	3.0	3.8	4.3	3.9	3.8	3.6	3.5	
その他	雇用者数（労働力調査）		全 国	6,099	6,107	6,120	6,113	6,136	6,129	6,147	6,156	6,165	6,176	6,161	6,163	6,184		
			京都市	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.24		
	有効求人倍率		全 国	1.21	1.19	1.19	1.20	1.22	1.24	1.25	1.25	1.26	1.25	1.24	1.29	1.29		
			京都市	147.5	143.6	145.6	148.0	138.3	139.5	146.7	146.4	142.2	135.0	135.6	138.1	145.4	140.5	
	うち所定外労働時間数		全 国	12.2	11.5	11.6	11.8	10.8	11.5	12.2	12.1	11.7	11.1	11.4	11.8	12.0	11.3	
			京都市	△2.0%	0.7	△ 8.2	2.6	△ 4.9	△ 3.2	0.8	△ 3.3	△ 2.2	2.2	0.1	1.0	0.5	△ 2.4	

(注) 1 雇用者数及び有効求人倍率は、季節調整済値である。
2 民間給与は、厚生労働省毎月勤労統計調査の常用労働者30人以上の事業所の数値である。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ・ 国家公務員行動規範の周知・啓発
- ・ 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- ・ 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- ・ 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- ・ 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- ・ 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- ・ 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- ・ 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度（自営兼業）の見直し

【R8年度から施行】

- ・ 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- ・ 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- ・ 経験者採用試験におけるCBT（オンライン試験）の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- ・ インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- ・ 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- ・ 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - ・ 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - ・ 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

● 俸給

- ・ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- ・ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

● 本府省業務調整手当

- ・ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- ・ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特勤勤務手当等

- ・ 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- ・ 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

〔直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕

- 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置